

第百十八回
参議院建設委員会會議録第五号

(1111)

平成二年六月一日(金曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 对馬 孝且君
理事 吉川 哲男君
小川 仁一君
山田 勇君

委員 井上 吉夫君
井上 孝君
石渡 清元君
遠藤 要君
川原新次郎君
坂野 重信君
種田 誠君
西野 康雄君
野別 隆俊君
及川 順郎君
白浜 一良君
上田耕一郎君
新坂 一雄君

國務大臣 建設大臣 綿貫 民輔君
國務大臣 国土庁長官 佐藤 守良君
政府委員 北海道開発庁総務監理官 松野 一博君
北海道開発庁計画監理官 竹中 勝好君
北海道開発庁予算課長 仁尾 徹君

参考人 住宅金融公庫総裁 河野 正三君
北海道東北開発公庫総裁 吉岡 孝行君

説明員

事務局側

国土庁長官官房 北村廣太郎君
国土庁長官官房 森 悠君
国土庁計画・調整局長 長瀬 要石君
国土庁土地局長 藤原 良一君
国土庁大都市圏整備局長 三木 克彦君
国土庁地方振興局長 野沢 達夫君
国土庁防災局長 市川 一朗君
建設大臣官房長 牧野 徹君
建設大臣官房総務課長 福本 英三君
建設大臣官房会計課長 小野 邦久君
建設省建設経済局長 望月 蕉雄君
建設省都市局長 真嶋 一男君
建設省河川局長 近藤 徹君
建設省道路局長 三谷 浩君
建設省住宅局長 伊藤 茂史君
常任委員会専門員 荒木 正治君
警察庁交通局交通規制課長 島田 尚武君
大蔵省理財局国有財産審査課長 日高 正信君
建設大臣官房技術審議官 玉田 博亮君
自治省税務局固定資産税課長 成瀬 宜孝君

参考人

住宅金融公庫総裁 河野 正三君
北海道東北開発公庫総裁 吉岡 孝行君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○平成二年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について
(総理府所管(北海道開発庁、国土庁)、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫)

○委員長(对馬孝且君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、御報告いたします。

去る五月二十五日、予算委員会から、本日一日間、平成二年度の一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、建設省所管、総理府所管のうち国土庁、北海道開発庁並びに住宅金融公庫、北海道東北開発公庫についての審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

○委員長(对馬孝且君) まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委員審査のため、本日、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役員をそれぞれ参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(对馬孝且君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(对馬孝且君) それでは、予算の概要について政府から説明を求めます。綿貫建設大臣。

○國務大臣(綿貫民輔君) 建設省関係の平成二年度予算について、その概要を御説明いたします。建設省所管の一般会計予算は、歳入二百二十三億九千九百万円余、歳出三兆七千六百十六億三百

万円余、国庫債務負担行為四千四百二十五億四千五百百万円余であります。建設省に移しがえを予定されている総理府所管予算を合わせた建設省関係の一般会計予算では、歳出四兆三千二百十五億二千七百百万円余、国庫債務負担行為四千六百三十億九千九百万円余を予定いたしております。

次に、建設省所管の特別会計予算について御説明いたします。

まず、道路整備特別会計では、歳入歳出とも三兆三千五百四十億五千五百百万円、国庫債務負担行為四千二百七十七億五千九百万円余、うち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業に要する無利子貸付金は、歳入歳出とも三千八百八十七億四千九百万円を予定いたしておりますが、歳入については、前年度に引き続き揮発油税収入の一部直接組み入れを行うこととしております。

また、治水特別会計では、歳入歳出とも一千五百十三億八千八百百万円余、国庫債務負担行為二千九百二十一億五千八百百万円余、うち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業に要する無利子貸付金は、歳入歳出とも千八百十億九千万円を予定いたしております。

都市開発資金融通特別会計では、歳入歳出とも千六百六億六千三百百万円余、うち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業に要する無利子貸付金は、歳入歳出とも九十六億六千七百百万円を予定いたしております。次に、大蔵省と共管の特定国有財産整備特別会計のうち、建設省所管分については、歳出二百九十三億五千五百百万円余、国庫債務負担行為五百四十一億四千三百百万円余を予定いたしております。

以上のほかに、大蔵省所管の産業投資特別会計に計上の日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二十一条に該当する事業のうち、建設省所掌の事業に要する無利子貸付金は、歳出二千九百一億二千万円を予定いたしております。

建設省といたしましては、以上の予算によりまして、住宅宅地対策、都市対策、国土保全・水資源対策、道路整備等各般にわたる施策を推進してまいり所存であります。

第一は、住宅宅地対策であります。国民の居住水準の向上と住環境の改善を図るため、平成二年度においては、予算額八千四百五十八億九千七百円余のほか、財政投融资資金六兆四千六百五十四億円で、住宅宅地対策を積極的に推進することといたしております。

まず、住宅対策については、すべての国民が良好な住環境のもとに安定したゆとりある生活を営むに足る住宅を確保することができるようになることを基本目標として、公庫住宅、公営住宅、改良住宅、公団住宅等建設省所管住宅合計六十五万五千三百十戸の建設を行うとともに、住宅需要の多様化に対応した住まいづくり、地域に根差した住まいづくり、住環境の整備等の施策を推進することといたしております。

次に、宅地対策については、住宅・都市整備公団等の公的機関による宅地開発事業の計画的な推進、政策金融等による優良な民間宅地開発の推進を図ることといたしております。

特に、大都市地域においては、深刻な土地住宅問題に対処するため、各種の施策により住宅宅地供給を強力に推進することといたしております。

第二は、都市対策であります。

全国的な都市化の進展と経済社会の変化に的確に対応した都市の整備を推進するため、平成二年度においては、予算額一兆六千五百五十四億九千九百九十九万九千九百九十九円余のほか、財政投融资資金七千九百九十九万九千九百九十九円余で、下水道、公園、街路、都市高速道路等の都市基盤施設を計画的に整備するとともに、民間

活力を活用しつつ市街地再開発事業、土地区画整理事業等により都市開発を積極的に推進することといたしております。

第三は、国土保全と水資源対策であります。

まず、治水対策及び水資源開発については、近年の都市化の進展に伴う激甚な水害、土砂災害の多発と渇水被害の頻発に対処するため、平成二年度においては、予算額一兆三千七百三十億五千九百九十九万九千九百九十九円余で、河川、ダム、砂防等の事業と水資源の開発を推進することといたしております。

また、海岸保全対策については、津波等に対する海岸域の保全と海岸環境の整備を図るため、予算額三百二十七億三千二百九十九万九千九百九十九円余で事業を推進することといたしております。

さらに、急傾斜地崩壊対策等については、予算額三百七十八億七千二百九十九万九千九百九十九円余で、急傾斜地崩壊対策事業及び雪崩対策事業を推進することといたしております。

第四は、災害復旧であります。

平成二年度においては、予算額四百七十七億八千四百九十九万九千九百九十九円余で、被災河川等の早期復旧等を行うことといたしております。

第五は、道路整備であります。

道路整備については、交通ネットワークの強化等により、多極分散型国土の形成と地域社会の活性化を促すとともに、内需主導型経済成長の定着に資するため、第十次道路整備五カ年計画に基づき、平成二年度においては、予算額三兆二千三百九十九億一千九百九十九万九千九百九十九円余のほか、財政投融资資金二兆六千八百四十四億九千九百九十九万九千九百九十九円余で、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の計画的な整備を推進することといたしております。

特に、交通安全対策については、第四次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画に基づき、事業の積極的な推進を図ることといたしております。

また、都市の交通渋滞の緩和を図るため、立体道路制度の活用を含めた各種渋滞対策事業を重点的、総合的に実施することといたしております。第六は、官庁営繕であります。

平成二年度の予算額は、一般会計二百十五億七千九百九十九万九千九百九十九円余、特定国有財産整備特別会計二百九十三億五千九百九十九万九千九百九十九円余で、合同庁舎等の建設を実施することといたしております。

引き続きまして、政府関係機関である住宅金融公庫の平成二年度予算の概要を御説明いたします。

住宅金融公庫の借入金及び債券の限度額は、六兆五百二十六億六千万円を予定し、収入支出予算は、収入二兆三千四百八十九億三千九百九十九万九千九百九十九円余、支出二兆三千八百七十一億五千九百九十九万九千九百九十九円余等について総額七兆五百六十六億円の貸付契約を行うことといたしております。

以上をもちまして、平成二年度の建設省関係の一般会計予算及び特別会計予算並びに住宅金融公庫予算の説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(対馬孝且君) 次に、佐藤国土庁長官。

○国務大臣(佐藤中良君) 総理府所管のうち、国土庁の平成二年度予算について、その概要を御説明いたします。

国土庁の一般会計歳出予算は、二千三百九十七億五千四百九十九万九千九百九十九円余で、前年度に比べ、十八億二千九百九十九万九千九百九十九円余の増となっております。

さらに、大蔵省所管の産業投資特別会計に計上の日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二十一条に該当する事業のうち、国土庁に係る無利子貸付金について、歳出三百四十二億七千万円余を予定いたしております。

次に、平成二年度予算の重点について御説明いたします。

第一に、国土計画の推進についてであります。

第四次全国総合開発を総合的に推進し、東京一極集中の是正及び地域の活性化を図るため、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域の開発整備を初めとする諸施策を推進するとともに、国土総合開発事業調整費の活用等による公共事業

等の調整を推進すること等とし、予算額百二十四億四千七百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

第二に、総合的土地対策の推進についてであります。

最近の大都市圏、地方主要都市等における地価高騰に対処し、地価の安定と適正な土地利用の促進を図るため、監視区域制度の積極的活用等国土利用計画法の的確な運用を行うこと等とし、予算額四十億二千九百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

また、最近の地価動向にかんがみ、地価公示等を整備拡充することとし、予算額二十一億二千万円余を予定しております。

さらに、第四次国土調査事業十カ年計画を策定し、地籍調査等の国土調査を推進することとし、予算額八十二億一千九百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

第三に、総合的な水資源対策の推進についてであります。

水需給の安定を図るため、全国総合水資源計画等に沿い、水資源開発の推進、水資源の有効利用の促進等総合的な水資源対策を積極的に推進することとし、予算額七百二十九億六千万九百九十九円余を予定しております。

なお、水資源開発公団については、前述の予算額のうち七百二十六億三千九百九十九万九千九百九十九円余の資金等と合わせて三千二百八十三億三千九百九十九万九千九百九十九円余の資金により、ダム、用水路の建設事業等を計画的に促進することとしております。

第四に、大都市圏整備の推進についてであります。

大都市地域における良好、安全な都市環境の整備と大都市圏の秩序ある発展を図るため、大都市圏整備計画等の実施を積極的に推進するとともに、事務所、工業、大学等の適正配置、大都市地域の総合的居住環境の整備、国の行政機関等の移転、業務核都市の整備、筑波研究学園都市の育成整備、関西文化学術研究都市の建設等を推進することとし、予算額六億一千九百九十九万九千九百九十九円余を予定しております。

第五に、地方振興の推進についてであります。

まず、人口の地方定住と活力ある地域社会づくりを促進するため、各地方開発促進計画に基づく振興施策を推進するとともに、地方都市と農村の総合的整備及び地域の特性に応じた個性的、魅力的な地域づくりの推進を図るほか、総合保養地域、新産業都市等の整備を推進することとし、予算額十一億八千万円を予定しております。

次に、立地条件に恵まれない過疎地域、山村地域、豪雪地帯、半島地域、離島、奄美群島及び小笠原諸島における生活環境整備、産業振興のための諸施策等を引き続き推進することとし、予算額千六百四十五億九千万円を予定しております。

第六に、災害対策の推進についてであります。最近の災害の状況等にかんがみ、震災対策の強化、活動火山対策、土砂災害対策等の推進、防災情報収集・伝達システムの充実強化、国際防災の十年の推進等災害対策の総合的な推進を図ることとし、予算額九億四千万円を予定しております。

第七に、地域活性化施策の推進についてであります。活力ある地域づくりを支援するため、地域活性化施策に関する調査研究等及び具体化を推進することとし、予算額十億円を予定しております。

第八に、地域振興整備公団の事業についてであります。地域振興整備公団については、十六億五千七百五十万円の一般会計補給金と財政投融資資金等と合わせて千四百五十四億三千四百五十万円の資金により、人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展に寄与するため、地方都市の開発整備、工業の再配置、地域産業の高度化及び産業地域の振興のための事業を推進することとしております。

以上をもちまして、平成二年度の国土庁予算の概要説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(対馬孝且君) 次に、砂田北海道開発庁長官。

○国務大臣(砂田重民君) 平成二年度の北海道開発予算について、その概要を御説明申し上げます。

平成二年度総務府所管一般会計予算のうち、北海道開発庁に計上いたしました予算額は、歳出六千九百七十九億二千九百万円、国庫債務負担行為百五十三億二千九百万円であります。

このほか、大蔵省所管の産業投資特別会計に計上の日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項に該当する事業のうち北海道開発庁に係る無利子貸付金が歳出九百三億九千四百四十四万四千円となっており、これを合わせた予算額は、歳出七千八百八十三億一千五百四十四万四千円、歳入七千八百八十三億一千五百四十四万四千円を予定いたしております。

これは、石狩川等の重要水系及び都市化の著しい地域や災害多発地域の中小河川に重点を置いた河川の整備を初め、治水対策とあわせて今後の水需要の増大に対処するための多目的ダム等の建設、十勝岳の火山泥流対策等の土砂災害対策、急傾斜地における崩壊対策等の治水事業を推進するほか、森林の公益的機能の拡充強化を図るための治山事業並びに侵食、高潮対策等の海岸事業を促進するための経費であります。

第二に、道路整備事業の経費に充てるため、予算額二千七百一億八千五百万円を予定いたしております。

これは、交通体系の基幹となる高規格幹線道路網の計画全路線で事業を展開することとし、国道、地方道に至る道路網の体系的、総合的な整備を推進するほか、交通安全施設等の整備及び防災・震災対策事業を積極的に促進するとともに、都市周辺のバイパス、連続立体交差、街路及び土地地区画整理事業を進めるための経費であります。

第三に、港湾、空港の整備事業の経費に充てるため、予算額六百八億三千七百五十万円を予定いたしております。

これは、室蘭港及び苫小牧港の特定重要港湾、石狩湾新港その他の重要港湾の整備を進めるとともに、地域開発の拠点となる地方港湾の整備を推進するための経費、並びに函館空港の滑走路延長整備、新千歳空港その他の空港の建設整備を推進するための経費であります。

第四に、生活環境施設の整備事業の経費に充てるため、予算額七百九十三億一千七百万円を予定いたしております。

これは、下水道、都市公園等の事業を推進するための経費、公営住宅の建設及び関連公共施設の整備を推進するための経費、並びに離島における環境衛生施設等の整備を推進するための経費であります。

第五に、農林漁業の基盤整備の事業の経費に充てるため、予算額二千二百三十九億八千万円を予定いたしております。

これは、農産物の輸入自由化等、農業をめぐる諸情勢にかんがみ、より一層の低コスト・高生産性農業への速やかな展開を図るための土地改良事業等の農業基盤整備事業、二百海里体制の定着に対応した資源管理型漁業の振興を図るための漁港施設整備及び沿岸漁場整備事業、並びに豊かな森林資源を維持培養するとともに森林の総合利用基盤を整備する造林、林道の事業を推進するための経費であります。

これらの北海道開発事業の展開に当たりましては、特に基盤整備の高付加価値化を目指し、公共施設の機能の高度化に努めるとともに、ふゆトピア事業等多様な事業の総合的活用による利便性の向上、生活環境の充実、開発事業を核とした町づくり、公共施設の多角的利用等による地域の活性化などに取り組んでまいることとしております。

引き続き、平成二年度の北海道東北開発公庫予算について、その概要を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫の平成二年度予算は、出融資枠一千七百五十五億円であり、これらの原資といたしましては、政府出資金二十二億円、政府借入金六百八十一億円、債券発行による収入六百八十九億円を予定し、残りの三百六十三億円は、N T T株式の売り払い収入を活用した無利子貸付百三十五億円及び外債百億円の発行を含む自己資金等で調達することとしたしております。

また、電源地域への企業立地を促進するため、電源開発促進特別会計からの利子補給による融資制度を創設するほか、特別金利につきましては、地域の国際化を図るための「地域企業国際化」特利等を新設するとともに、N T T無利子貸付につきましても新たに「ふるさとセンター施設整備事業」等を融資対象事業とするなど、出融資機能を拡充することとしたしております。

以上をもちまして、平成二年度の北海道開発庁予算並びに北海道東北開発公庫予算の御説明を終わります。

○委員長(対馬孝且君) 以上で政府からの説明の聴取は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西野康雄君 本日は、建設省、国土庁関係の平成二年度予算の委嘱審査ということですが、私は河川局、都市局、道路局等の予算に関連して質問をいたしたいと思っております。

まず、先般、長良川河口ぎきで岐阜七漁協への漁業補償、こういうことで総額百三十億円ということを決着を見たということです、この事実確認をしたいと思っております。漁業補償などで百三十億円ということではないのでしょうか。

策協議会につきまして先般漁業補償の契約を結んだところでございます。新聞報道によりまして、百三十億円という報道が流れておりますが、これは正確ではございません。漁業補償金といたしましては八十億円、なお五十億円として岐阜県が国及び関係機関、流域市町村及び水資源開発公団の協力を得て水産振興対策のために充てられる費用として予定しておりますのでございます。

○西野康雄君 私先般長良川河口せきの魚道について質問いたしますと、アユ、サツキマス、マス類、ハヤ類、ウグイ類、ウナギ類、ヨシノボリ類等何ら支障がない、こういうふうなお答えでございました。そしてまた、アユあるいはサツキマスについては漁獲量がふえている。上田耕一郎先生の質問主意書の回答の中には、水質の汚濁はない、河口せきに関して淡水から塩水に変わるといふ、そういうふうなものに関しての魚体への影響もない、トリホメタンのこともない。そして、こういう漫画を、資料を見ましても、今では魚の宝庫と言われるまでになったんだと、こういうふうなことで、まことに至れり尽くせりで結構でございます。

○政府委員(近藤徹君) 長良川河口せきの建設に当たりましては、当初より水産資源の確保ということが最も重大な課題であると我々も考えておりまして、このため専門家から成る木曽三川河口資源調査団を編成して調査を進めてきたところでございます。

その結果、魚類の保全のために最新式魚道の設置等、万全を期してきたところでございます。そういう意味で魚類の保全については十分留意してきた。またサツキマス等については、この調査の過程におきまして、その保存また育苗技術の開発によって漁獲量も今日ふえているという状況は先生から御指摘のあったとおりでございます。

しかしながら、工事期間中に発生するものを含めて影響がゼロということとはなかなか言いがたいために、若干の影響が発生するおそれがございます。これらの影響につきましては、政府の定めました損失補償基準要綱に基づきまして適正に補償することとしておるところでございます。補償金の額につきましては、長良川のアユは関係漁業組合により行き届いた漁場の保全と積極的な増殖努力等によりまして全国一の漁獲量であること、また市場での評価も高く内水面では例のない高い生産性を上げていることから、被害の程度が比較的小なくとも補償金額がある程度高額となるのはやむを得ないことと考えております。

○西野康雄君 私はどんな影響があるか、その影響についてお伺いをしていくわけでして、その漁業に対して、魚が減るだとか、そういう何が影響しているのかというところをお聞きしているのでございます。お答え願いたいと思います。

○政府委員(近藤徹君) 河口せき設置によりまして、一つは工事期間中の工事に伴う濁水及び騒音、振動によるもの、あるいはせき完成後の影響としてはアユの降下時の取水口への迷入等の影響が主なものであらうと考えております。

○西野康雄君 そのことについてはまた後ほどいろいろと日を改めてお伺いをいたしますが、補償協定はだれとだれとの間で締結がなされましたか。

○政府委員(近藤徹君) 事業主体であります水資源開発公団と、岐阜県の内水面に漁業権を持つ七組合によって構成されます長良川漁業対策協議会が締結したものでございます。

○西野康雄君 その長良川漁業対策協議会というのは、漁業関係法上、補償金の対象相手となるのか、締結相手として法律上一体どういうふうな位置を占めるのか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(近藤徹君) 構成される組合員によりまして正当な代理権を委託されました組合と交渉しているものでございます。

○西野康雄君 漁業関係法上、対策協議会は一体法律上どのような位置を占めるのかということをお聞きしているのです。

○政府委員(近藤徹君) 法律上は任意ではございますが、この補償交渉上、各構成組合員から代理権を委託された組合と交渉しているものでございます。

○西野康雄君 各組合と交渉しているわけですね。

○政府委員(近藤徹君) 各組合員から代理権を持ちます組合で構成される長良川漁業対策協議会と交渉しているものでございます。

○西野康雄君 理論上は組合員に対する補償となるわけですが、この対策協議会は八十億円を組合員に分けない、そういうふうなこともございますけれども、そういうことに対しては何かの形で指導をなさったりするんでしょうか。

○政府委員(近藤徹君) 補償金をどう分配するかにつきましては協議会の方の判断になるわけでございます。まして、協議会を構成する各メンバーの合意によりまして決定したとおりに処理されるものと考えております。

○西野康雄君 私が伺ったのは、金さえ払えばそれで済んだ、後は知らないんだと。長良川協が今弁護士を両方立てて非常にもめている、そういうふうな事実もありまして、もう本当にあなた方は金さえ出せば後は知らぬ顔というそんな感じがするものですか、きょうは時間がございますので、またこういうことに関してきめ細かくお伺いをしていきたいと思います。八十億円の算出方法についてお伺いをいたします。

○政府委員(近藤徹君) 補償契約の内容は、国の定めました公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱によりまして正当に算定したものでございまして、この金額に基づきまして当事者である長良川漁業対策協議会と交渉の結果確定した数値でございます。

○西野康雄君 当初十億円と言われたのが四十億円、そして八十億円、ぼんぼんとはね上がってきた。これは一体どういうふうな理由があるからなのか、根拠です。

○政府委員(近藤徹君) 十億円あるいは四十億円という数字をまたここでお聞きしましたが、新聞報道でいろいろな数字が流れておりますが、それは必ずしも正確ではございません。現在交渉の結果確定した八十億円が双方で合意を見た数字でございます。

○西野康雄君 根拠を聞いています。

○委員長(対馬幸且君) 答弁は明確にしてください。

○政府委員(近藤徹君) 補償契約の内容は被補償者の財産及び営業行為等のプライバシーにかかわるものを含みますので、その契約の内容を契約当事者の一方が相手の了解なく公表することはできないわけでございます。また、補償金額等を公表することは、まだ未解決の組合が残っており、任意交渉を前提に行っている補償交渉に支障を来すものでございますので、内容の詳細について公表することは差し控えていただきたいと思います。

○西野康雄君 その答弁はもう初めからわかっております。それをまた漁業関係者の方にお伝えをするというだけのことでございます。

対策協議会が補償調印したとありますと、これが補償の合意とすると、対策協議会会長は代理人であって委任状が必要でございますけれども、白紙委任状というものはどんなものだったんでしょうか。

○政府委員(近藤徹君) 各組合の代表者が連名で契約を締結しておりますので、契約上は何ら問題はございません。

○西野康雄君 いろんな漁協で聞きますというのと、一体どういう内容で委任をとられたのか説明も何にも聞いていないというのが大半でございます。そうしたときに、この白紙委任状が有効なのかどうなのかということが大変問題になってまいります。また今後この問題については詰めていきたいと思っております。

五十億円の魚族保護策ということですが、だれが支出し、一体だれに支出するのか、お伺いをい

というを追跡するということで、昨年一年間
で二百五十万件の駐車違反の取り締まり、検挙を
しておりますが、裏には一件一件そういうふうな
ものがあるわけでありす。こういった中で、今

回、何回もそういう状況で見つかったような車については、その持ち主に、そんなことを繰り返しては困りますよ、もしあなたが人に使わせているのであればきちっとドライバーを教育しなさい、こういうふうな指示を出し、さらに従わないような場合には一定の期間その車は走らせてはいかぬ、こういう意味では厳しい命令を出す、こういった仕組み、これが第一であります。

そしてさらに、罰金、反則金の引き上げ。
また、実は地域でボランティアの皆さんで営々と交通安全、駐車問題等に取り組んでおられた方がおられます。こういう方々に何らかの公的な身分を与えて、社会的なステータスの中で、駐車問題というのにはまさに地域の問題でありますので、地域のリーダーとしていろいろな御意見をお取りまとめたいだったり、キャンペーン等の中心になっていただくような、こういったことで公的資格を与えるようにしたい。

四項目は、路上に荷物をおくことだったり、これは駐車とはちょっと違いますが、渋滞問題という点では同じ内容であります。路上に荷崩れ等荷物をおくことだったりするようなケースについて従来必ずしも法の整備が十分でありませんでした。それを片づけたりの費用の請求の問題等々あります。こういった問題について整理をするというようにことが道路交通法についての主たる改正点であります。

いわゆる保管場所法、自動車の保管場所の確保等に関する法律にしましては、従来、いわゆる登録車、軽以外の車でありましたが、これにつきましては、取得時等のいわゆる登録時に車庫証明を要するのみで、その後は保管場所を変更しても何らの把握のしようがない、こういう状況で、いわゆる車庫飛ばしが横行していたわけでありました。それから軽自動車につきましては、登録の制度がないというふうなこともありまして、保管場所を確保しなければならぬという精神は同じなのであります。そこで、今回、この二つの点について、

保管場所を持っていますというのを御本人に申告をいただく等、最終的にはチェックをさせていただきます。後で持っていないということがわかれば、ぎりぎりの場合には公安委員会がその車は保管場所を確保するまでの間運行してはならないというふうな形の、ある意味では非常に厳しい規定を設ける。

以上のようなことで、車の持ち主に對してしかるべき社会的責任を持つてもらうということを基本にして両法案の改正を考えておるところでございます。そこで、二点目でございますが、当初の試案と比較して修正といえますか変更があったのではないかと、どのような理由かというふうな御質問であります。

あくまで庁内、しかも局内における検討、これについては昭和三十七年に例え保管場所法ができて以来ずっと検討してきた経緯もあります。ただ、最近その間にはいろいろなこともあります。ただ、最近のことでこの保管場所法の関係で言いますと、法律マターとしては、いわゆる車庫証明ではなくて届け出制を採用したということについては、激変緩和等を考慮してさせていただいたものであります。また、道路交通法について、当初行政課徴金というふうなことで駐車違反についてのみ非犯罪化し、行政的な形の大量処理の手法を考へよう、これは外国に倣って考へようとしたわけでありましたが、日本の法体系の中で一挙に取り入れるについてはもう少し検討を要するということでありまして、今回は採用しなかったものであります。

以上であります。
○西野康雄君 厳しいものを出してきても、いろんな過程で調整が何だと言いがら骨抜きにされていく。本当に関係者の意気込みの意欲がそれれたりすることが随分多いわけですが、今回提案される改正案の内容、違法駐車に對しての罰則強化、車庫制度の適正化、こういうことはもちろん大事なことなんです、だれも好きこのんで違法駐車をしているわけじゃないわけで、極端に言え

ば駐車場がない、こういうふうなこともあるわけでございます。
そこで、建設省にお伺いをいたします。
駐車場の整備ということが一番大事なポイントじゃないかと言われております。こういう駐車場の整備の状況というのはどのようになっているのか、また路上駐車場と言われる道路上の駐車場の設置状況はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(真嶋一男君) 駐車場法に基づきます路外駐車場等につきましては、昭和六十三年度末現在、全国で約四百四十万台が供用をされております。これは、昭和五十三年末に比べますと一・八二倍の増加となっております。また、駐車場の整備水準に關しましては、昭和六十三年末現在、自動車一万台当たりの駐車スペースは二百七十三・三台であり、同じく昭和五十三年度末に比べて約一・一九倍の整備水準のアップとなっております。

それから路上駐車場でございますが、駐車場法に基づきまして、道路管理者である地方公共団体が駐車場整備地区内に設置することができることとなっております。周辺の路外駐車場が整備されるに應じて近年逐次廃止されてきているところが多々ございまして、平成元年三月三十一日現在、十都市において千六百九十七台が整備されております。

以上であります。
○西野康雄君 建設省は、都市部で深刻化する駐車場不足の解消を図るために、駐車場整備緊急実行計画をまとめ、本年度から三年間全国で駐車場を百五十四万所増設するというところでございまして、建設省で検討されている駐車場整備計画についての御説明、そしてさらには、現在検討されている駐車場整備緊急実行計画と現在実施されている第十次道路整備五カ年計画の中における駐車場の整備計画との関係や、交通安全施設等整備事業五カ年計画の中における駐車場、これは駐車帯も含めてですが、駐車場の整備計画との関係について

て、わかりやすく御説明をお願いしたいと思います。
○政府委員(三谷浩君) 駐車場につきましては、ただいま都市局長からもちょっとお話がございましたように、幅広く市民に利用されております時間貸し駐車場とか、あるいはビル建設に伴う附置義務駐車場などの路外駐車場、それから路上駐車場、そういうものがございまして、その整備は、従来から公共と民間の役割分担のもとで進められてきております。時間貸し駐車場について見ますと、全体の約八割が民間によるものとなっております。

そこで、建設省は従来から、公共的な駐車場、こういうものにつきまして、有料道路整備資金、それから道路開発資金、これは無利子あるいは低利資金の融資事業でございまして、そういうもので整備促進を図ってまいりましたが、駐車場の整備が必要となるところという、なかなか用地確保の難しさとかあるいは採算性の問題とかということでは整備が困難になってきている状況でございまして、建設省といたしましては、当面の対応策といたしまして、都市計画駐車場などの公共駐車場の整備を一層計画的、積極的に促進するために、今お話いたしましたような融資事業を活用して行う駐車場の整備事業につきまして、今後三年間に過去三年間の実績三万台を倍増することを目標とした実行計画というのを今取りまとめているわけでございます。

具体的には、道路事業分がそのうちの大部分でございまして、これは有料道路整備資金とかあるいは道路開発資金、こういうものを使っていただくわけでございます。大きく言えば、こういうことを使って行います事業というのは、昭和六十三年度から始まっております第十次道路整備五カ年計画の中に入っております。したがって、もちろん第十次道路整備五カ年計画では、道路の整備とかあるいは市町村道の整備とかいろいろのものをやっているわけでございますが、その中の一つとして今のような事業がもちろん全部ではございませ

んが組み込まれておる、そういうことでございます。

それから、ちょっとややこしいでございますが、交通安全施設等整備事業でやっております。実は、交通安全施設等整備事業というのは、公安委員会、警察と一緒に交通安全施設の整備をしておりまして、当然建設省側でございますから、道路管理者が行います交通安全施設といいますが、例えば既存道路の歩道の整備であるとか、あるいは歩道橋をつくったり、あるいはガードレールをつくったり、標識をつくったり、こういう事業でございます。この事業を公安委員会と一緒にやっております。五カ年計画で実施しているわけでございますが、年次的に道路整備五カ年計画とずれております。実際には、この交通安全施設等整備事業の五カ年計画も道路整備五カ年計画も一体となってやっておりますが、ただ年次が少しずれている、こういうことでございます。

それで、交通安全施設等整備事業計画について言えば、第四次の計画がちょうど今年度で終わります。したがって、平成三年度から第五次の交通安全五カ年計画をまた公安委員会、いわゆる警察の方と一緒に策定をし交通安全の確保に努める、こういうことになろうと思っておりますが、そこでもいろいろな形の駐車場整備について取り組んでまいりたい、こういうことでございます。

○西野康雄君 車が集中する都心に地下駐車場や立体駐車場の建設、これはもう急ぐ必要は十二分にあるわけですが、道路の中に駐車スペースを確保することも急務ではないかと思ひます。

そこで問題になるのが、都心の幹線道路に路上駐車場の設置、これを一律に禁止してきた建設省の方針です。建設省は、今回の法改正にあわせて都心の幹線道路にも路上駐車場を設置し有料とする構想を検討しているということが報じられておりますが、その具体的な内容の御説明、そしてまたこの構想を実現するためには道路の設計基準

を定めている道路構造令の改正が必要であります。その検討も行われていますが、いつごろまでに道路構造令を改正するのか、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○政府委員(三谷浩君) 駐車需要への対応というのは、基本的には路外駐車場、つまり道路以外で駐車をしていただくのがいわゆる道路交通の安全確保という意味では望ましいと思ひますが、ただ、今お話がございましたように、道路というものはもちろん車が走るためのものであります。と、車がとまるとはまた一定の停車あるいは駐車というものもこれは避けられない、こういうことでございます。

そこで、建設省では道路の交通のいろんなデータを道路センサスという格好で調査をしてきておりますが、それを見ますと、六十一年のセンサスで調べてみますと、例えばこういう道路上で駐車あるいは停車をしている自動車、こういうものにつきましては、四時間以内の駐車をしております。車というのは全体の六割、したがって、その短時間だけの駐車がある程度認められるような、こういうような施設ができればかなりの駐車需要には対応できる、こういうことに着目いたしました。交通の円滑化に資する路上の駐車、いわゆる幹線道路についてもそういう検討をしよう、こういうことでございます。

それから、道路構造令の改正いかんと、こういうお話がございました。道路構造令は、御案内のとおり、道路を新しくつくるときに、こういう格好でつくるときにはこういう技術基準で決められております。一般の技術基準で決められております。

それから、実際の今のような施設、これは例えば交通安全事業で行うのか、あるいはほかの事業で行うのか、今いろいろ検討しておりますけれども、こういうものについても、先ほど申し上げましたように、第四次交通安全施設等整備事業というものは時限立法でございますから、これは第五次

を始めるためには当然法律改正をしなければいけません。こういうことを含めまして、いろんな関係法令の改正についても必要に応じて検討をしていこう、こういう段階でございます。

○西野康雄君 次に、東京や大阪の一部で実施されている道路交通法四十九条に基づき公安委員会が設置して認めているパーキングメーター制度と、今回建設省が大幅に設置を認めようとしている路上駐車場の関係は一体どのようなものか、また具体的な設置に当たってどのような調整が行われることになるのか、御説明をお願いしたいと思ひます。

〔委員長退席、理事小川仁一君着席〕

○政府委員(三谷浩君) 公安委員会が設置しておりますパーキングメーター、これは公安委員会の方から御説明いただければいいのかと思います。が、交通に支障の少ない場所において時間を限って路上駐車を認める制度、こういうことでございます。当然、交通規制の見地から設置されておるわけでございます。

先ほどからお話が出ておりますが、交通量の多い幹線道路、こういうところに例えば先ほどのような駐車とか停車というようにすることについて考えていくと、当然ながらその道路の道路交通の円滑化、さらに安全性、こういう問題が非常に大きいわけでございます。したがって、増大をいたします短時間の路上駐車に対応する道路の施設整備というのが必要になってくるだろう、こう思っております。

したがって、そういう幹線道路で非常に交通が多い、あるいは安全確保の面からも非常にいろんな問題がある、こういう道路につきまして短時間駐車を認めるためにはどういう構造あるいはどういう運用がいいか、こういうようなことについて検討を進めておるところでございます。当然ながら、いわゆる自動車を利用される方に利用していただくわけでございますから、利用者の立場に立ちましてどういふものがどういふふうにかというようなことで、十分関係省庁と相談をし

ながら考えていきたい、こう思っております。

○西野康雄君 都心の商業地区や業務地区での駐車場の不足、それを緩和するためには人の出入りの多いデパート、スーパーその他業務用ビルの建設に当たって、駐車場法二十条によって設置することが義務づけられている附置駐車場の設置基準を全面的に見直す必要があると思ひます。

現在の設置基準はどのようなものになっているのか、そしてまた、具体的には各自自治体の条例で定められることになると思いますが、この駐車場条例の制定状況はどのようになっているのか、あわせて御説明をお願いいたします。

○政府委員(真崎一男君) 駐車場附置基準の現状でございますが、駐車場の規定によりまして、一般の建物につきましては三千平方メートル以上の建物に対して附置義務が課せられております。それから劇場、百貨店その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きな用途の建物につきましては、三千平方メートル以下の建物についても附置義務を課してよいということとしております。

建設省といたしましては、標準駐車場条例という地方公共団体が定める駐車場条例のひな形を速達で流しております。その中で先ほど申し上げました劇場等の、特定用途としておりますが、そういう建物に関しては附置義務を課する建物の規模の下限を二千平方メートルにするように指導しているところでございます。また、通達の中で、一台当たりの床面積は、特定用途につきましては三百平方メートル、その他の用途では四百五十平方メートルが適当であると指導しております。

〔理事小川仁一君退席、委員長着席〕
制定状況でございますが、平成元年三月三十一日現在、全国で百三都市においてこの条例が制定されており、このうち約三割の都市が標準駐車場条例よりやや厳しい内容の基準といたしております。以上でございます。

○西野康雄君 今伺いをいたしました現行の駐車場附置義務基準では、二千平方メートル以上の施設を対象とし、三百平方メートルに一台の割合で駐車場を附置し設置しなければならぬことになっておりますが、建設省はこれを改めて千平方メートル以上の施設を対象にし、百平方メートルに一台の割合で駐車場の附置を義務づける方針を固めて、標準駐車場条例、これを自治体に通達する予定という内容ですが、標準駐車場条例の内容と、いづろまで自治体に通達を出し、その普及を図っていく、そしてまた自治体に対しての指導方針は一体どういふものなのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(真崎一男君) 基準の見直しを、昭和六十三年より二年間にわたって委員会を設置して検討を進めてきておりました。この三月にその最終報告がまとまりまして、この案をもとに公共団体といふいろいろな結末を行つておるところでございます。

この報告における基準の見直しのポイントは、第一に近年の都市化とモータリゼーションの進展に即した基準づくりの要請に対応して、基準の強化の方向を示したということ、第二に、建物の用途、都市の規模、建物の規模等の違いによる駐車需要の違いに対応して、きめ細かい基準の考え方を示したことにございます。

その内容を具体的に申しますと、考え方の方向としては、附置義務の適用を受ける建物の下限の引き下げと、それから一台当たりの床面積の基準の引き下げと、それから一定規模の台数の場合は免除するという足切り制度というものを廃止したい、それから都市の人口規模ごとに基準を設けることとしたい、それから建物の用途ごとに基準を設定したい、それから一台当たりの駐車面積の見直し等を主要なポイントといたしております。そして、この報告に基づく新しいひな形の駐車場の附置義務条例につきましては、六月中には公共団体に通達するべく作業を急いでおるところでございます。

○西野康雄君 時間も差し迫つてまいりました。今度は、公団住宅、公営住宅、公社住宅について、ちよつとパーキングとの関係をお伺ひいたします。

やはり、都心の商業地や業務地よりも駐車場不足が深刻なのが、住宅地の住宅団地だと思ひます。多摩ニュータウンで消防車が、先ほど言ひましたけれども、団地内道路に違法駐車する車で火災現場に近寄れなかつた、そういうふうなことがございます。住宅団地の駐車場不足による慢性的な違法駐車車の解消はやっぱり緊急の課題だと思ひます。

そこで、住宅団地に対する駐車場設置の基準はどのようになつてゐるのか、公団住宅、公営住宅、公社住宅についてそれぞれ御説明をお願いいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 団地におきまして駐車場問題は、先生御指摘のとおりでございます。

今現在、公営住宅につきましては、各事業主体にその整備方針が任されておまして、各事業主体はその団地の立地の状況等に応じて駐車場のスペースの確保に努力をしておるところでございます。

それから、公団、地方住宅供給公社でございますが、それぞれの施設建設計画規程等がございまして、それに基づきまして団地の立地条件等を勘案し、安全上、構造上、管理上支障のないような適正なものを計画するというところで、各スペースの確保に努力しております。

何と申しまして住宅プロジェクトを遂行する場合土地取得が大変でございますが、その中で住宅を建て、その中でスペースを確保することは大変苦労がいろいろございます。しかし、最近の新設住宅の駐車場設置率を見ますと、東京都営住宅では地域に応じて一五から三〇％程度、多摩ニュータウンのもので五〇％でございます。今のは都営の多摩ニュータウンの中の団地でございます。それから住宅・都市整備公団の住宅につきましては、郊外型でおおむね七〇から一〇〇になつ

ております。それから都心型でおおむね二五から三〇％程度となつてゐるということでございませう。

○西野康雄君 やはり住宅団地の駐車場の確保といふものは、これは急ぐべきことだと考えます。その数値はわかりましたのですが、今後の具体策の御説明をお願いいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 駐車場問題は、何といひしてもその地域地域の住民とそれから事業主体との間に過去いろいろな経験を積んできております。したがつていまして、各事業主体は当然のことながら住宅団地の中でこの地域はどのくらい駐車場の確保が必要だといふことは十分認識しております。あとは事業能力との関係でいかにしてそのスペースの確保ができるかといふことであらうと思ひます。したがつていまして、私どもも、事業主体が用地の確保が困難な中でできるだけスペースを確保するように、今後とも指導をしながら研究をしてまいりたいと思ひます。

○西野康雄君 住宅地における駐車場の整備を困難にしているものに、建築基準法の用途規制による駐車場の建設の制限の問題があるかと思ひます。

二階建て以上の立体駐車場の建設とかを認めていたりもしなければならぬのじゃないかなと思ひますが、建築基準法の改正を含めて、この問題に対しての見解をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(伊藤茂史君) 今先生御指摘のように、一種住専、二種住専、住居地域、いわゆる住居系の用途でございますが、これらにつきましては住宅や事務所に附属する自動車庫、それから住宅や事務所から独立した自動車庫に区分をいたしまして床面積や階数について制限を行ひまして、大規模なものでありますとか、今先生御指摘のような二階以上になるようなものにつきましては原則禁止をしております。

これはどうしてそういうことになつたかと申し上げますと、一種住専、二種住専等の住居地域につきましては、立地可能な駐車場が立体化することによりまして、あるいは大規模化することによ

りまして、居住環境面での側面でのいろいろな問題があるという認識でこういう制度になつてゐるわけでございます。

ただ、建築基準法上は、住居の環境を害するおそれがない場合等につきまして、都道府県知事等の許可によりましてこの規制を超えた自動車庫の建築が可能な措置がとられております。この規定を今後とも適正に運用して地域の実情に応じて駐車場の設置を認めてまいりたいと思ひます。

○西野康雄君 二階建て車庫を建物として見るというのもどうも私自身おかしなものじゃないかなと思ひますが、駐車場不足を解消する設備として各地で設置されてきた簡易組み立て式駐車場ですね、最近、建設省が従来工物として黙認してきた態度を改めて、今申し上げました建築物として建築基準法による建築確認が必要であるとの見解を表明して、メーカーとの争ひとなり裁判さたになつてゐるわけですが、建設省はなぜ今ごろになつてこのようない見解を出したのか、今後どのようにメーカー側とのトラブルを收拾していくつもりなのか、お伺ひをいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 今お話の簡易組み立て式駐車場というのは、初めのうちは非常に数も少のうございまして、各特定行政庁ごとに対応してきた、要するに各地域でばらばらできたわけでございますが、したがつていまして、それが六十年ごろから駐車需要の増大とともに非常に伸びてまいりまして設置件数がふえてきたといふことで、公共団体の方からこれはどういふふうにして取り扱つたらいいかといふことになつてきたわけでございます。そのために建設省では、特定行政庁に対しまして、文書照会ごとに一貫して自走式自動車庫が建築物に該当するといふふうに見解を示してきております。したがつていまして、文書で回答しましたのが六十三年一月でございますが、それ以降は建築物といふことでやっておりますが、今申しましたように、工物物云々で認めたといふのはそれぞれの特定行政庁の個々の判断ということ

であったと思います。

私どもが建築物だということで見解を示した理由でございますが、やはり地震、火災等の災害に対する安全性のチェックをする、あるいは良質な居住環境の確保に対して配慮する必要があるということでございます。

今先生御指摘の広島での裁判でございますが、この自走式自動車庫を違法に設置した事業者に特定行政庁である広島市が是正命令を行いました。これに対して、事業者側が命令の取り消しを求める行政訴訟を提起したものでございす。現在も係属中でございまして、建設省としては今後どうするかということでございす。安全性等に問題があるものに対して適切に対処するよう特定行政庁を指導しながら、自走式自動車庫の適切なあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。つまり、いろんな様式がいっぱい出ておまして、今いろいろ動いている中でございすので、そういうものを中身をいろいろチェックしながら適切なあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○西野康雄君 その件に関しては別個に基準をつくればよいじゃないかというところが一番頭に浮かぶわけですが、大都市の地価高騰の影響を受けて、民間の小規模な駐車場は採算がだんだん合わなくなつてきております。次々と廃止されて、残された駐車場の料金は高くなりました。首都圏の中心部では月四万円を超える、こういうことでサラリーマンにとっては手の届かないものになつてきております。

これは、違法駐車に対して罰則を強化しても庶民が苦しむだけで、問題の解決にならないんじゃないか。サラリーマンが利用できるような駐車場を増加させるためには、駐車場の建設に対する国や地方公共団体の助成を大幅に拡大させること、固定資産税の軽減措置をとるなどの施策が必要かと思ひます。建設省はどのような対策を検討しておられるのか、また自治省は駐車場に対しての固定資産税についてどのような軽減措置を検討して

いるのか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(眞嶋一男君) 民間の駐車場整備に対しては融資制度が中心になっておりまして、具体的には無利子の融資制度として、第三セクターにつきましてもNTT株式の売り払い収入の活用による無利子貸し付け制度がございす。また、低利の融資制度としては、民間都市開発推進機構、道路開発資金、日本開発銀行等の融資制度がございす。そのほか、民間が行います都市計画駐車場に關しましては、道路の地下を利用する場合に道路利用料の軽減措置を講じているところでございす。

以上でございます。

○説明員(成瀬重孝君) お答えをいたします。

固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在いたします受益関係に着目して課税をする市町村の基幹的な税として、御案内のように住宅を含め広く御負担をお願いいたしているものでございす。このため、非課税等の特例措置につきましても、特に公共公益性の高いものに限定をいたしまして設けられていたところであります。駐車場は、基本的には営利を目的とした事業用資産と考えられ、また当該施設に係ります固定資産税は損金に算入されるものでありますことから、固定資産税の軽減措置を講ずることは困難な面があるというふうに考えております。

なお、都市計画において位置づけられました一定の路外駐車場地下に設けられるものにつきましても、道路交通の円滑化、公衆の利便、都市機能の維持増進等の見地から課税標準の特例措置を設け、一定期間税負担の軽減を図っているところでございす。

○西野康雄君 私の持ち時間がやってきました。まだ若干質問が残っておりますが、これはまた後日いろいろと御質問させていただきたいと思ひます。駐車場の問題について質問をしたいと思います。駐車場の問題は、警察、建設、自治、多くの省庁にまたがって、また駐車場法を初めとして三十年前に制定された法律や制度が、自動車の急

激な増加で役に立たない時代おくれのものになっていることは明らかです。

そこで、最後に建設大臣に駐車場法や建築基準法等を時代の要請にこたえて早急に改正していくことのお約束をさせていただいて質問を終わりたいと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(綿貫民輔君) 今御指摘の点につきましては、条例改正あるいは法律改正等を要するものもございす。前向きに検討してまいりたいと思ひております。

○西野康雄君 ありがとうございます。

○野別隆俊君 では、私も引き続き建設委員会における委員審査の關係にかかわって、土地問題、公共投資の問題、さらに住宅問題その他関連する地方問題等について御質問を申し上げます。

第一番は、公共投資十カ年計画についてであります。

建設省は、欧米先進諸国に比べて大幅におくれしております住宅、社会資本の整備、そして国民生活の向上、良質な住宅ストックを高めるための「豊かさ倍増のための十大政策」と題するパンフレットを出しておられるわけでありまして、この趣旨と意義について、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(福本英三君) 建設省が住宅、社会資本整備を進めていく上におきまして、私どもの事業に對しまして国民各界の御理解を得、あるいはまたこれに対する御意見を幅広くいただくことによつて、多様化しつつあるニーズに對した所管行政の推進というところが非常に大事じゃないかと

思ひております。

このため、私どももいたしましては、非常に多岐にわたる建設省所管の住宅、社会資本整備を大きく十項目にまとめまして、これについてその目標とか必要性とか効果などをできるだけわかりやすく示そうということで、身近なデータとか図表を活用して私どもの事業を紹介したものでございす。

○野別隆俊君 次に、我が国はさきの日米構造協議の場におきまして公共投資の拡大を約束して、

この六月中に最終報告を盛り込むということになっておるやに聞いているわけでありまして、その十カ年計画で、これは新聞情報でありますから詳しくわかりませんが、過去十年間の五割増しの四百兆円程度を公共投資に組み込む、こういう計画のようでありまして、建設省はさきの一九八六年に策定された国土建設長期ビジョンにおきましては二十一世紀に向けて公共投資を三百兆と見積もつておられるのであります。さらにまた、最近の新聞報道では十カ年計画に盛り込む事業規模を二百八十兆円程度と方針を固めたというふうに書かれてあるわけでありまして、これに対する建設省の基本的な見解と今後の事業計画についての説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(福本英三君) 公共投資の十カ年計画は、今先生もお話しございましたように、構造協議の中間報告で定められたものでございまして、今後十年間の新しい総合的な公共投資計画を策定する、その総額を構造協議の最終報告において明らかにするということになっておるわけでありまして、これにつきましては、現在、経済企画庁がいろいろ作業をしておるわけでございまして、まだ全体がどうなるかというようなことは現在作業中というように聞いておるわけでございす。

ただ、その作業の過程で、先般、各省からヒアリングするというようなことがあつたわけでございまして、そのヒアリングにおきましても経済企画庁から一定の方式による試算した投資額とか整備水準を説明しろというようなことでございしたもので、私どももそのようなことでその作業をいたしまして、そういう作業の結果を経済企画庁に對して説明したところでございす。

それからさらに、先ほど先生からもお話がございましたが、建設省といたしましては六十一一年八月に国土建設の長期構想というものを定めておるわけでございます。これは二十一世紀初頭に達成すべき超長期的な目標を見つづけて、当面二〇〇〇年までにいろいろな事業を進めていこうとい

うようなものでございます。

例えば、下水道総人口普及率を現状の四〇％から七〇％に引き上げて市街化区域において概成を図るとか、あるいは都市公園一人当たりの面積を現状のおおむね倍の十平米程度にするというようなことなどの目標整備水準を設定しているものでございます。こういう目標が達成されまると、欧米の現状の最低水準にようやく追いつくことができるというふうなものでございますが、こういう計画も定めておられますので、私もそういうものについてかかっていることがあつたというふうなことをさらに経済企画庁にも御説明したわけでございます。

ただ、現在はこういう作業が、冒頭にも申し上げましたが、作業中というふうなことでございまして、私も経済企画庁とさらにいろいろお話をしながらそういうものに対応していきたいと考えておるところでございます。

○野別隆俊君 米国側がこの構造協議の場におきまして、我が国の国民生活に密着した道路、それから下水道、公園、こういったことを強く求めているわけでありまして、恐らく今後の都市公園、下水道関係は、長期五カ年計画の改定の年だと思つていますが、これを含めてこの建設省の十カ年計画の中で重点的にどういうものを取り上げていくのか。道路、下水道、公園、たくさんございまして、けれども、やっぱり特に公共投資の効果の上がつていのは何と云つても道路、住宅、こういうことではないか。下水道も当然でありますけれども、今当面一番問題はやっぱり道路、住宅等にあるんじゃないかという気がいたしますが、この辺についてお聞かせを願いたいと思つてます。

○政府委員(福本英三君) 先ほど申し上げました公共投資十カ年計画などのいわゆる中間報告におきまして、公共投資の配分については国民生活の質の向上に重点を置く分野にできる限り配していくというふうなことが書かれておるわけでございます。そういう意味では、私もでもやっております各事業、住宅とか下水道とか、公園とか

河川とか道路、すべて国民生活の質の向上につながるものではないかと思つておるわけでございまして、私もでも従来からこれらの充実に取り組んできたところでございます。

さらにまた、この中間報告におきましては、平成二年度末に期限の来る八分野の社会資本の長期計画についてさらにその目標を示唆するというふうなことが書かれておるわけでございまして。その八分野のうち、私の関係では住宅とか下水道とか公園など五つの五カ年計画があるわけでございまして。現在、これらにつきましては建設省のいろんな審議会などにおきまして検討中でございますが、こういうようなことを踏まえましてさらに検討を進め、これらの施設の充実あるいは整備促進について一層努力したいと考えておるところでございます。

○野別隆俊君 社会資本の整備については、特に今進めている住宅政策、さらに道路等に対するウエイトを高くされるように希望いたしましたして次に移りたいと思つてます。

次は土地問題についてであります。土地基本法が昨年十二月に制定されて、いよいよこの法律が開始するわけでありまして、この法律を受けて、具体的に今個別にそれぞれの制度をつくったり法律をつくつたりして進めていただいておりますわけでありまして、この土地基本法を受けて審議会が五月二十四日に開かれたようでありまして、土地基本法を踏まえた今後の土地政策のあり方、この点についても十項目の土地政策重点実施方針を打ち出されているようであります。これらを含めまして、今後の土地政策について、どのような問題を中心にしての審議会はテーマとして取り上げていくのか、この点を伺いたいと思つてます。

○政府委員(藤原良一君) 御案内のとおり、土地政策につきましては、既に閣議で決定しております総合土地政策要綱、あるいは閣僚会議で申し合はせました「今後の土地政策の重点実施方針」、いわゆる十項目の事項につきまして鋭意各省力を合

わせて進めておるところでございます。また、基本法を受けまして、先日土地政策審議会が発足したわけでございまして、この審議会にも総理から土地基本法を踏まえた今後推進すべき土地政策のあり方について諮問されておりました。この審議会でも年内ぐらいを目途に総合的、基本的な土地政策のあり方について御審議され、答申されるものと私も期待しておるわけでございます。

ただ、基本法を踏まえた土地政策のあり方、非常に大きなテーマでございます。広範にわたりますので、この審議会では企画部会を設けまして、審議すべき事項について課題整理をいたしますとともに、整理された課題についてできるだけ早く審議を促進する、そういうふうなこととなっております。私も事務方としましては、基本法では土地利用計画のあり方あるいは土地に関する負担のあり方、さらには土地情報、公的評価のあり方、いろいろな課題が示唆されておりますので、そういった課題について企画部会でこゝろ、二カ月ぐらいのうちに整理され、審議が促進されていくのではないかと、そういうふうなことを考えております。

○野別隆俊君 土地に関連いたしましたして、これは土地政策が当面の最大の課題であります。今新聞でも毎日のように言われているわけでありまして、土地神話を打破する、そのためには何と云つても政府がそれなりの腹構えを持って臨まなきゃならぬと思つてます。この数年間、神話打破神話打破と言いつつも、実際なかなか進んでいないわけでありまして、今、大都市中心だけではなくて地方都市まで広がっている状況にもございまして、こういうことに対しては国土庁並びに建設大臣の決意のほどを伺いたいと思つてます。

○国務大臣(佐藤栄次君) 今先生の御指摘のとおりでございます。地価はかなり高騰いたしました。地価公示でも大体全国平均一七％上がりました。東京都内は横ばいですが、首都圏は三〇から四〇％上がったと、大阪でも五七％上がったというこ

とでございます。地価の高騰をどうするかで今大変悩んでおります。この土地政策というのは、宅地供給とか、あるいは税制とか取引規制とかいろいろございまして、これは総合的にやらなくちゃいかぬと。

そんなことでございまして、先ほど土地局長も申しましたが、昨年暮れにおかげさまで皆さん方の御理解を得まして土地基本法できました。これは社会公共福祉優先の原則をつくつたこと。それとともに、やはりもうこれは大変なことだということとございまして、海部内閣の最重要課題ということとございまして、土地政策関係審議会を持ちました。その中で、今後実施すべき十項目を決めたということ。

そんなことでございまして、現在税制改革、これは基本的には今先生おっしゃつた土地神話をどうしてなくすかということで、一口に言いますと、土地の有利性を減殺する、それからもう一つはやはり個人と法人とを通じましての税負担を公平にする、そのほか高度利用を図る、こんな観点で土地税制の見直しをお願いしたと、これを平成二年度には答えを出すようにしたと。

また、宅地供給、これも後ほど建設大臣からお話ございしますが、宅地を出しやすいような法案を今国会に出した。そういう形の中に、現在地価をどうやって上げないかということで取引監視の強化をしていく。

実は率直に言いますと、土地問題は単なるそういう政策的じゃなくて政治的配慮、首都機能の移転とかあるいは国会移転も含めて検討しておる。そんなことでございまして、地価の問題に取り組んでいると。

したがって、現在考えておりますのは、地価をどうして上げないようにするかということ、その後どうして地価を下げるかということですが、まだ宅地供給は十分でございます。東京都内でも六万ヘクタールちょっとでございます。というところでございまして、それにつきましては、いかに地価を安定的、安く出すかというふうなことに今全力を上

宅のこの三カ年間の経緯を私は見たのであります
が、国が積極的に取り上げてゐる割に予算の伸び
はないのですよ。三年間の数字があつたらお知ら
せを願ひたいと思いますが、口で言つても、實際
にやつていただかなければこれは解決をしないわ
けであります。特にこの公営住宅の三カ年間の実
態、これをお知らせ願ひたいと思います。

同時に、最近マンシヨンの需要が少し減つて賃

貸住宅の希望が非常に多くなっている、これは二十倍にもなっているというふうな書かれています、こういった状況でもございすから、公営住宅の建設についてのこれからの御見解も一緒に伺いをいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 先生御承知のように、住宅につきましては住宅建設五カ年計画というのがございまして、毎五年ごとにそれぞれの例えは公営住宅でございすとか公団住宅の需要、必要な量を勘案いたしまして五カ年間の建設戸数を閣議決定で決めておるわけでございす。

今、毎年の予算が減っているではないかというお話でございす、公営住宅につきましては昭和六十一年から平成二年度までの五年間に二十八万戸という計画をしております、毎年予算的にはこの計画を達成できるような五万七千戸というような戸数の建設ができる予算を組ませていただいております。しかしながら、実際は用地の取得等なかなか難しゅうございまして、実績から見ますと四万四、五千戸程度というところでございまして、今現在平成二年度まで、平成元年度、二年度がまだ計画の数値でございす、これを足しまして二十八万戸に對しまして二十四万八千戸というふうな計画実績の進捗状況でございす。

したがいまして、今後とも公営住宅に對します必要量、政策的な必要量というものを的確に押さえて、次の五計は平成三年から始まるわけでございす、次の五カ年間の公営住宅の政策的な必要量というものを押さえてきちっとこれを建設していききたいという意気込みで今現在計画策定の準備中でございす。

○野別隆俊君 住宅に関する行政監察の指摘では、第五期住宅建設五カ年計画を見ても、公営住宅、公団住宅ともに進捗率は八〇％という低率である、こういうふうな報告書が出されているわけでありすが、今の答弁とはかなり食い違いを見るわけだ。これはもう少し積極的なやらなければ、なぜ八〇％しか進捗率がなっていないのか、この辺について伺いをいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 今、監察報告を持っておりますんであれですけども、当然ながら私も総務庁の方に提出した資料に基づいていることだと思ひます。

今申しましたように、公営住宅は二十八万戸の計画に對しまして、六十一年度が実績で四万六千、六十二年度が実績見込みで四万五千、六十三年度が実績見込みで四万三千、元年度と二年度はこれは計画数値、予算上の数字でございすが、五万七千というところでございすので、これがどのくらい実績が上がってくるかということとちょっと問題でございすが、これを足し上げますと二十四万八千で八八・六％ということにございす。

それからもう一つ、公団住宅でございすが、五カ年計画の数字は十三万という数字でございす。したがいまして、平均二万五千戸つくればいいわけでございすが、予算上は二万五千を計上しておりますが、六十一年度実績が二万、六十二年年度実績見込みは二万二千、六十三年度実績見込みは二万一千、元年度と二年度は予算上の計画でございすが、二万五千、二万五千というところで、それを足し上げますと十一万三千ということに八七・七％でございす。

したがいまして、私もこの計画達成に努力をしたわけでございすけれども、各公営住宅の事業主体あるいは公団におきまして土地の取得その他非常な努力をしたわけでございすが、どうしてもこの計画どおりの数値に達しなかつたというところでございす。

○野別隆俊君 次に進みます。

公営住宅の入居基準であります。これはもう毎回の質問でも出ています。基準に合わない人たちがたくさん残っているということが明らかになっているわけでありますけれども、基準改定をやるべきではないのか。このままでいけばそういう人は所得は上がっていくわけですから、基準は相対的な古い基準になっているわけですから、そういった面からいけば、一種、二種の基準の見直

し、それから所得制限等はやっぱり見直すべきではないのか。それと、地方と都市では随分違うわけでありす。地方の所得は東京都の六〇％前後のところもあるわけであります、そういうところと大都市との違いもございす。そういう面での基準については、もう少し各県均衡のとれるような形でそういう経済単位に基準をつくるのが大事ではないかという気がするんですが、その辺を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(伊藤茂史君) 公営住宅につきましては、公営住宅法でどういう住宅だということが定められているわけでございす。住宅に困窮する低所得者に対して住宅を供給するということが、各地方公共団体が公共団体内の住宅事情をしっかりと把握をしまして、必要な戸数を建設するという義務を負っているわけでございす。

したがいまして、簡単に申し上げますと、ナショナルミニマムの住宅をこれで供給したいというところでございすので、従来から全国一律の基準で、大所得の分布からいいますと、下から三分の一の階層ぐらいまでをその対象層とする。そこに入っております、だんだんと所得がふえた場合には、ある一定の範囲内で割り増し家賃ということで少し家賃を上げてまして、しばらくは入っておれるという格好になります、一定限度を超えたと必ず出ていかなきゃならない。そして、本当に困窮する、住宅に困窮する低所得者にまた改めて入っていただく、こういう制度になっているわけでございす。

従来から、この収入基準、今申しましたように下から三分の一程度を目安に動いておりますが、これにつきましては、全体の国民所得が上がってまいりますので、その都度改定をしております。現状の基準は、六十一年に改定をしたものでございす。したがいまして、今後そういう所得水準の上昇等を勘案しながら、適時適切に改定に努めてまいりたいと思ひます。

○野別隆俊君 土地問題について地方都市についての狂乱時代が来ておりますので、これらについ

てこれから質問をいたしたいと思ひます。

私は宮崎県でございすが、最近土地狂乱状態が出ておまして、これは宮崎県の宮崎市の、全体ではありません、ほんの一部であります、繁華通りであります、この六十年から平成元年までに店舗で七十二店舗、それから土地で四十七区画、これは町の本通りのメイン通りでありまして、こういう状態で県外業者の方々が買い上げをされるわけだ。買い上げをしただけではない、買い上げ価格も大変高うございまして、宮崎では考えられないような価格です。これは坪当たり四百万から高いところは一千万であります。この土地標準の調査価格は一番高いところで、宮崎県の宮崎市の真ん中で一番高いところがこの三年間で二倍半上がった。九十七万が二百四万に、基準価格も上がっているわけでありすが、基準価格の三倍ぐらいになっているわけだ。そういう状態で買い上げられる。

今までは二千平米というあれがありますから、二千平米以上は届け出がありますけれども、それ以下は届け出が全くないわけだ。そのために商店街が大変問題になってきている。ちょうど町がくしの歯が割れたような状態になっているわけですから、買われたところは全部店舗を閉めているわけだ。それでなくても冷えて切っている中小企業、中小商店は、本当に町が閑散となっている。大きな百貨店とかスーパーがよくなくて、そういう商店街が大変な疲弊、被害を受けているわけでありす。

この前も、商店街の組合と商工会議所が調査票を出した。この調査票に答えてくれない。県でやっているんじゃないから、商工会議所がやったのでは答えないという程度でしよう。三十通出して三件答えた。その三件も全部跡地の利用は考えていない。一部は駐車場に使う、大部分は車を生やしている、いわゆる戸を閉め切っている、こういう状態にあるわけでありす。これはリゾート地であり、四月に今度市街の本通りだけ監視区域にしたようでありす。既に後手後手でありま

す。こういった実態が出てくるわけです。

私は少なくとも、これは二〇〇前後毎年値上がりしているわけですから、そういうところには監視区域の網をかぶせて徹底的にやるべきだったんじゃないか。これは相当おくられているんじゃないですか。後の利用が非常にやりにくい。

それだけじゃありません。そういうところを買ってマンションを建てる人もいるわけでありまして。マンションは高くなることに決まっています。マンションの価格は東京都のようではありませんが、宮崎の三年前のマンションの価格と今日の価格は八割、二倍まではなっておりませんが、上がっているんです。マンションが上がると民間の住宅が上がります。しかも、最近できるマンションは、余り宮崎の人が住まないようなマンションが多いのです。

これらに対する見解と指導を今後どうするか、お伺いをいたします。

○政府委員(藤原良一君) 地価高騰が地方都市等に波及する過程で、県外からの投機的な需要あるいは投資的な需要がふえておるといふケースがかなり多いと思われる。

宮崎につきましても、新しい地域振興を図る、地域の活性化を図る努力をしておられるわけですが、そういう中でやはり投機的なあるいは投資的な需要を誘発しているんじゃないかというふうな考慮を要します。そのためには、そういうことが必要不急の需要をできるだけ抑制するということが必要でありまして、金融に対しましては特別ヒアリングとか総量抑制等の指導を行いますとともに、取引につきましても監視区域をできるだけ先行的に、後手にならないように的確に指定し運用していくことが大切だと思っております。

宮崎につきましては、リゾート構想の承認に先立ちまして、昭和六十三年四月にリゾート構想の重点整備地区につきまして監視区域の指定を行いました。さらに平成二年四月から宮崎市内の中心地域についても監視区域の指定が行われるなど、前向きな対応はなされておるわけですが、や

はりそういう中でも地価の高騰が続いておるといふ実情だと思えます。

私もそういったしましては、こういう事態に対処するために、三月二十七日に関係地方公共団体に對しまして監視区域の緊急終点検を指示するとともに、必要に応じて長官から知事に直接監視区域の確かなるいは厳正な運用を要請しておるところでございます。仰せのとおり、やはり地価が少なくとも一〇〇程度に行きそうだし、そういう場合にはとにかく監視区域を指定するということが我々も必要だと考えておりまして、そういった監視区域の運用の目安となる指針も現在公共団体等からの要請も受けまして作成を進めておるところでございます。

今後、この監視区域が後手にならないように十分注意してまいりたいと考えております。

○野別隆俊君 これからの問題については全部二百平米以上は届け出の義務があり協議がされるわけでありまして、しかし現在ちょうどメーン通りだけで百貨店等ございまして、両方合わせますと、七十二の店舗と四十二の土地を買われているわけですから、これは空閑になっておるわけですね。これらに対しても、少なくとも利用計画は出させるような指導、これはできないのかどうか。今までの法律だからこの人たちは何にも関係はないというところ、この後も進んでいくのか、それともやっぱりそういう公共のために問題があれば、そういう指摘をし指導することはできないのか、その辺についてお伺いいたします。

○政府委員(藤原良一君) 地域振興あるいは地域活性化を図る中で生じておる摩擦現象的な面もあるいはあるかなという気がいたしますが、いずれにしても地域と調和のとれた、あるいは地域の住民の方と合意形成を図りながら進めていくことが非常に肝要だと思っております。

特に、そういう買い上げられ、虫食状態になつております土地につきましては、できるだけ早く遊休地の状態ではなしに有効利用に結びつけていく努力が必要だと考えておりますが、ただ国土

利用計画法上の話を申し上げますと、遊休土地制度というのがございまして、取引後二年間利用されないで放置されております場合には、利用あるいは処分について勧告し指導する制度がございまして。ただ、一応取引の段階で届け出対象になった土地について行えるということになっておりますので、非常に限界がございまして。

ただ、そういう場合、公共団体は公共団体側で策定された土地利用計画なりあるいは先々の地域振興構想をお持ちでございまして、やはり公共団体もひとつみずからの重要な問題としてできるだけ積極的に指導に当たっていただくということが必要じゃないか、そういうふうに考えております。

○野別隆俊君 この問題については、ひとつ国土庁、建設省の方で十分お話をさせていただいて、地方に指導をしていただきたい。このままで進むと大変これは迷惑を受ける。住民も迷惑を受けますが、商店自身が大変な状況に追い込まれていくわけですから、この点をひとつお願いをしておきたいと思えます。

次は、これに関連いたしました宮崎大学農学部跡地実習田の問題であります。

ここに、ダイヤ建設という会社がありますが、これが四・四ヘクタール買しまして、超高層の住宅をつくるというものであります。三十階建て、これは東京でも余り見られぬんじゃないかと思えますが、ああいった風景のいいところにこんなばかどかい住宅を建てられて、周辺は大迷惑であります。今その周辺の自治会を中心に反対運動が沸き起こっているわけでありまして、こういった大学跡地、これは田んぼであります、実習田、その周辺には住宅が最近いっぱいできておるわけでありまして、その実習田を国が入札で払い下げをしたものであります。

こういう場合に、跡地利用計画が全く出されないままに買われるという。国がやる場合なら何も問題がない。ところが、これが国から自治体を買収する場合には、使用用途のことから何をつくるのだ

というようなことまで全部指摘をされることになつておる。それをしなければ、協議をしてしか売らないことになつておる。ところが民間に売るときは、国の土地を何も強制とかそういうことなしに売られるわけですか。何が建つかわからぬ。

そういうことでこの住宅をつくることになつたわけでありまして、この四・四ヘクタールというのは水田です。水田を埋め立てまして、今までもこの一帯は水害の起こる地帯、宮崎市で一番水害の多い地帯なんです。それで、この前の道路改修のときにある程度の排水路をつくっておりましたが、ところがここに六百戸だという。これを一カ所につくるわけでありまして。そういう水が流れてきたら水害の問題、それから道路が狭い。スクー

ルゾーンがあります。小中学校の通学道。非常に狭いのにそういうところに建つわけですか。こういったところが適地なのかどうか。しかも道路からすぐ横はもう風致地区なんです。ここにこういった建設をする。

これは大蔵省の方でこれをやられたわけでありまして、国が売るときはどの規制もないのか。これは住民に言わせると逆さまじゃないか、こういうふうな言われるわけですね。民間が売るときは規制はある程度できないというならわかるけれども、国が売るときは全く何もない、後何をつくらうと構わぬという売り方ができるということは、ちょっとこれは問題ではないかという気がいたします。

○説明員(日高正信君) 宮崎大学は、昭和五十九年度から六十三年度にかけて宮崎市内南方へ移転いたしました。その際、整備財源は跡地を処分することとしておりまして、財務事務所長は文部大臣の委任を受けてやっておるわけでございます。

跡地を処分するに当たりましては、宮崎県及び市の意向を踏まえてやっておりますが、本件、御指摘の農学部実習田跡地につきましては、地方公共団体等からの利用要望がなかったというところで、六十三年八月、一般競争入札により処分

したわけでございます。

御指摘につきましては、何らかの利用用途を条件にした入札を行つてはどうかという御指摘であらうかと思いますが、私どもは投機的な動きの防止の観点から五年間の転売禁止及び権利設定の禁止、さらには風俗営業等の禁止の条件を付しておりますが、御指摘のようなさらに具体的な条件をつけた入札につきましては、一般競争入札としての性質をそもそも喪失させてしまうのではないかと、それから良好な町並みの形成等々の課題につきましては都市計画法あるいは建築基準法等の規定により工夫されるものでありまして、入札はそれら規制の範囲内におきまして落札者がその自由な発想により再有効利用を図つていただくという点にあると、そういった点もございまして、条件つき入札については慎重に対応させていただいておるところでございます。

○野別隆俊君 この問題はこれから問題になるわけです。今この一帯の住民は二千名ぐらいの方がおりますが、署名をとつて真剣に請願をする、こういう状態にまで発展をいたしております。これは三十階建てで、しかも土地は平米七万で買っているんですよ。三十億、四・四ヘクタールであります。こんな安い価格で買っているのに、何でこういう高層住宅をあいつとここに建てなきゃならぬのか、周辺住民に大変な迷惑をかけているんですよ。

それで、これはもうその周辺の住民の情報がずつと出ておりますが、これに書いてありますのを見ましても、排水の問題、これが一番大きな問題になる。交通渋滞、それからいわゆるビルの日照障害、テレビ電波の障害、ブライバシーの侵害、景観阻害、自然環境の破壊、こういうことを言われているわけです。スクールゾーンもここにあるわけでありまして、これは計画では今年から平成五年にわたつて完成するという計画のものでありまして、この問題は衆議院でも取り上げられておりまして、国土庁でしたか、調査に行くかのようになつておるやに聞いておるわけであり

ますが、私はぜひこれは調査をして、適切な指導が必要じゃないか、このように考える。

ああいった宮崎のような土地の安いところにあるといったものをつくつて、しかもこれは宮崎の住宅離れ解消には何にもならないということを皆さんおっしゃるんですよ。マンションはよその人の別荘的マンションをつくるのであります。今も既に十階建てができておるんですが、一戸も入ってない、こういうマンションもできておるんですよ。住宅離れ解消では全くないのであります。二軒も三軒も別荘を持つ人たちのための住宅ですから、県民の皆さんがこれは大変な関心を持っています、これは本当に住宅離れ解消は全くなじみじゃないかと。こういうことについてひとつ御指導を強く願うものであります。どうですか。

○政府委員(藤原良一君) 国土利用計画法あるいは土地基本法等で、土地はその地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるときに、適正かつ合理的な土地利用を図るため策定された土地利用に関する計画に従つて利用されるのだというその思想が規定されておりますけれども、具体的にはやはり個別法に基づく都市計画とか建築基準法のもとで、あるいは多くの公共団体は指導要綱等も持つておられます。そういった指導に基づいて適切に利用されることになるのだらうと思ひます。

確かに予算委員会でも、長官も関心を持って、必要に応じて事情等も調べるという答弁をなさつておりますので、我々も我々の立場からやれる限界はございまして、そういう中でひとつ関心を持つて調べる必要がある部分は調べていきたいというふうに思ひます。

○野別隆俊君 時間が余りありませんから、あと道路問題についてお伺いをしたいわけでありまして。

道路整備については建設省も鋭意努力されて着々進んでいるわけでありまして、私はきょうはもう端的に申し上げますが、道路の中の東九州自動車道、それから東九州横断道、それを含めまし

て、これは県民の悲願でございまして、宮崎の道路の場合は、宮崎、鹿児島、大分、福岡にまたがる道路であります。何とかひとつ早く整備してほしい。宮崎の場合は、都城方面から宮崎にかけては一本来ておりますけれども、人口の七割を持つ中央の縦貫の動脈線については全く手がつけられないわけでありまして、ぜひひとつこの整備について積極的にやつてほしい。農業地帯ですから、食糧を供給する地域であります。早くできるだけ安価にというふうに言われれば言われるだけに、道路網の整備にかかつておるわけでありまして。

一部早くできた九州縦貫道の方は、工場誘致もかなりあります。ところが、ここの延岡から日向にかけては、この四、五年間工場も来ない、どんどん冷え切つておる状態にもございまして。そういう同じ県でも格差が大きく出ているわけでありまして、ぜひひとつこの促進についての建設省のお考えをお伺いしたい。

それから、できるならば国幹線をいつごろ開きになるのか、そのことも含めてお願いをしたいと思ひます。

○政府委員(三谷浩君) 高規格幹線道路につきましては、先生今御指摘がございましたように、国土の均衡ある発展を図り、また我が国の産業経済及び国民生活を向上させるための不可欠な社会資本でございます。計画といたしまして一万四千キロの計画がございまして、そのうち国土開発幹線自動車道、いわゆる高速自動車国道につきましては一万一千五百二十キロ、さらに一般国道の自動車専用道路が二千四百八十キロの計画となっております。昭和六十三年度からの五カ年計画ではこの供用区間を六千キロ、現在四千八百キロの供用でございますが、それを六千キロにしようということで、年間三百五十キロ、従来のほぼ二倍に近いスピードで、できるだけ早く整備をしようというところで取り組んでおります。また、あとちょうど二十世紀が十年残されているわけでございますが、その間に九千キロまで持つていこう、こうい

うことでございます。

その高規格幹線道路の中で東九州自動車道が位置づけられておるわけでございます。御案内のとおり、北九州から大分、宮崎を経まして鹿児島に至る路線でございまして、東九州地方の発展に資する重要な路線というふうに考えております。もう一つ、横断自動車道の延岡線がございまして、これは熊本から高千穂を経て延岡に至る、こういう路線でございます。

東九州自動車道につきましては、先般の審議会でも、例えば宮崎県では延岡から清武の区間、あるいは大分県、鹿児島県、こういうところにつきましてはそれぞれ三区間につきまして基本計画が制定されました。これをこの次は、この基本計画の区間についていろんな調査をいたしまして整備計画を策定していく、こういうことにならうかと思ひます。現在、その観点から地域の開発状況、交通事情などを総合的に勘案しつつ整備計画の策定に必要な調査を進めております。

九州横断自動車道につきましては延岡線につきましまして、道路の整備効果あるいは採算性を総合勘案しつつ調査を進めておりますが、冒頭に申し上げましたように高規格幹線道路網の整備を積極的に進めるといふ観点から、例えば基本計画から整備計画、あるいは予定路線から基本計画、こういう策定につきましては国土開発幹線自動車道建設審議会が必要となるわけでございますが、これは従来三年ないし四年という間隔でやつておりました。前回の二十八回が平成元年の一月でございますし、その前の二十七回が昭和六十一年の一月、これはその三年前でございますが、できるだけこの間隔を縮めようというふうなことで、現在、環境調査あるいは路線調査などを鋭意実施してこの調査をさらに進めまして、開催間隔、これを短縮するよう努めてまいりたいと思つております。

○野別隆俊君 今の東九州自動車道につきましては、宮崎―清武間には約八十七万人の人口もおるわけでありまして、それだけではなくて鹿児島、

大分の交流、そして経済上も最も重要な路線でもございいますから、ぜひこの整備計画の方に組み込ませていただきますように、これは強く要望しておきたいと思ひます。

それからもう一つ、これは国道三百二十七号線の交通の全面途絶の問題であります。

これは建設省の方にももう来ておるかと思ひますが、これは神話の里、椎葉の方に行く道路であります。もう既に決壊して通れなくなつて一カ月半になるかと思ひます。この間、子供たちは別な住宅に移転をさせられる。通学のために迂回しますと約一時間半くらいかかるわけでありま

す。そして、交通が非常に悪いために、旅館などは観光を決めた者から全部キャンセルを受ける。三倍の距離を回らなければ行けぬようになったわけでありまして、そういう状況で、代替道路がないところでありまして、ぜひひとつこれは早急に仕上げていただきたい。計画には入つたように思ひますけれども、ぜひひとつこれは早急につくり上げ、代替道路をつくつていただきますようにお願いをしたいと思ひますが、ちょっと御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(三谷浩吉) 国道三百二十七号線の宮崎県の西郷村大字山三ヶ字小八重地先でございす。昭和五十六年から道路改良事業を行つてきておりましてけれども、この四月二十日にその山側のり面、大変高いところを切つておりますが、この山側のり面に異常降雨によります地すべりの兆候、こういうものが発見されたために、四月二十一日の午後八時から全面通行止めをしていただいております。

そういうことで、この全面通行止めが長期間にわたる可能性があること、また迂回が今お話がございまして長距離になるために、仮橋等による迂回路の検討をしていただいておりますが、きのう、五月三十一日の十五時に、延長約九十メートル、高さ約百メートルにわたりまして五万立米の土砂が崩壊をいたしました。今後、速やかに崩壊の状況を調査し、それから現道の復旧、

それから仮橋の設置、こういうものによります早期の開通、これに努めてまいりたいと思つております。

○野別隆俊君 どうもありがとうございます。

○委員長(対馬孝且君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(対馬孝且君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○石渡清元君 それでは、当面の問題からお伺いをいたします。

今、この委嘱審査はいわゆる本予算を審議しておるわけでありまして、実際は暫定予算によつて今も六月に入つたわけでありましてけれども、公共事業への影響はどんなものがあるか。

○政府委員(牧野徹君) お話しのとおり、本予算がいまだ成立していないわけでございますが、全く問題がないというわけではございませんが、おかげさまで、年度の暫定予算並びにその補正予算もございまして、合計で当初予算のおおむね三分の一強の額が計上されておるわけでございます。私どもはこの暫定期間中の所要経費は確保し得たというふうに考えておる次第でございます。また、その執行に当たりまして早期発注に努めているところでございます。今年度の公共事業の円滑な執行に特に目立つた支障は生じないというふうに考えております。

○石渡清元君 大して影響ないという、こういうあれなんですけれども、確かに例えば国庫債務負担行為で確保されている大手さんの仕事は予算にしても何にしても確保されておりますけれども、その後の地方団体では、単年度事業を受ける業者、団体というのは比較的そういうし寄せが来ちゃうんじゃないですか。工期の問題にしても、

あるいはそれでなくても発注を平準化してくれというところが大きな声でありますので、その辺の影響についてはどういうふうに、早期発注だと今御答弁ありましたけれども、その対応等々についてもう一度お伺いします。

○政府委員(牧野徹君) ただいまの先生の御指摘は、実は残念ながらいいますか、毎年度年度当初にどうしても起きがちな問題でございます。いわゆる端境期といふ声はよく耳にするところでございまして、これには地方公共団体等の対応にございまして、いろいろな事務上の処理の問題もあつて、私どももなるべく平準化をしたいと考えている。手は打ちつつあるわけでございます。特に、平準化のおただしでございますが、私どもはまず基本的には特定の時期に過度に発注が集中しないようにしたいといふことで、いわば切れ目のない執行に努めるようにするといふことで、毎年度予算が決まりました際の通達で各発注機関に強くお願いをしております。

ただ実際問題は、今委員も御指摘のように、例えば出来高ベースで見ますと年度当初の出来高と最盛期、これは当然秋になるわけですが、の出来高を比べますと倍半分ぐらいのことがあつたといふことございまして、原則としての切れ目のない発注に努めるというこのほかに、国庫債務負担行為の活用でありますとか、あるいは適正工期の確保あるいは施工のロボット化等、合理化の対策も考えながらなるべく平準化を進めてまいりたいと、かように考えております。

○石渡清元君 よくそれはわかるのですけれども、私があえて申し上げたいのは、例えば季節的に積雪地帯だとか、あるいは神奈川県のような海岸工事なんかの場合は割合土用波が来るとなかなか工事がはかどらない、そういうような事業が含まれておりますので申し上げたわけでございます。それともう一つのネックと申しましようか、建設労働者不足、特に技能工が足りない、あるいは人手が足りないから勢い外国人労働者を雇用した

り手伝わしたりというケースもありますけれども、この辺の問題についてどういう対策、方針をとられているか。

○政府委員(望月善雄君) 現在、建設業に従事しております就業者は五百八十八万人近くになっておりますが、過去五年間で五十万人ほどふえておるという状況であります。これは、言うまでもなく工事量の増大とともに労働力の充足が進んできているといふことでございまして、その間におきまして、今先生お話をいたしましたように、特に建築系の投資が旺盛であるといふことと相まじりまして、建築系の技能工不足が大分目立つ状況にあります。

私も建設省では建設労働需給調査というのを毎月やっておりますが、この最新の調査であります本年三月の状況で言いますと、型枠工、とび工、左官、鉄筋工という主要な工種につきまして不足率が全国平均で三・四％といふことになっております。ちなみに昨年の三月は二・五％といふことでございます。

この際の不足率と申しますのは、ちょっと解説というか説明をさせていただきますと、現在雇用している労働力にプラスして雇用したかったが採れなかった労働力、これを分母にいたしました。分子に確保できなかった労働者の数というものでございまして、大ざっぱに言つて現場で働いてる労働者を分母として、不足が採りたかつたが採れなかつた人が何人かというのが先ほど言つたように三・四％、こういう数字でございます。それが昨年に比べて一ポイントくらい上がつてい

るという状況にあります。それから建設資材の面でございますが、これにつきましても、セメント、生コンあるいは骨材、アスファルト、コンクリートブロック、こういったものは安定的に推移いたしております。が同時に、需要が大変旺盛であるといふことと相まじりまして大変大幅な増産をしておりますけれども、やや強含みである。型枠合板は最近、例えば四月以

降でございますが、主要輸出国でありますインドネシアが対日輸出を停止したというようなこともありまして上昇傾向にありますがおおむねこれも昨年八月くらいの水準までに戻った、こういうことでございます。

いずれにしましても、申し上げたいことは、労働力につきましては量的な問題もさることながら、とりわけ技能工について建築系統の分野において不足状況が目立っているという状況にございます。

○石渡清元君 私は次の質問として建設資材の価格動向を聞こうと思つたのですが、早々と御答弁をいただいたわけでありまして。

特に、最近首都圏を中心とした工事の入札不調、これが非常に多くなっているというふうに聞いておりますけれども、これは民間建設需要が好調だけではないような気がするんですが、その辺のところはどういう御見解をお持ちになっていらっしゃいますか。

○説明員(玉田博亮君) まず入札不調の現況を簡単に申し述べますと、建設省全体で集計したものでございますが、平成元年度におきまして建設省がみずから発注しております直轄工事とっております場合でございますが、これにしましては建築、土木とすべて契約に至っているというのが実情でございます。また、都道府県のお仕事というところでございますが、これにしましては、住宅建築工事につきまして特に大都市圏において入札不調に至つたものがございまして、その件数は、全国で住宅建築工事の総発注件数は約二万六千件でございますが、このうち約六十件が入札不調になっていっているのが実情でございます。

その主たる原因でございますが、ただいま建設経済局長が御答弁申し上げましたとおり、民間住宅建築需要の著しい増大によりまして型枠工等の技能労働者が不足している、このようなことが主たる原因ではないかというふうに考えておるところでございます。

建設省といたしましては、このことに対処いた

すために昭和六十三年十月以降、東京圏の一部で建築工事に使用をいたします型枠の単価につきましては、その変動が非常に大きいと考えられますので、市場価格を反映していると考えられます官公物単価を活用するというような措置もとつてございまして。さらに、やや細かくなりますが、大都市圏におきましては特に発生する残土の運搬距離を明示するなど、土工に関連いたします工事施工条件を明示する等の措置もとつてございまして。さらに、平成二年度からは準備費、安全費等の共通仮設費等の現場管理の運営のために必要な経費の実態調査をいたしまして、若干ではございますがその引き上げ等も図つてきてございます。

このように、今後とも一層事業が円滑に進められますよう努力をまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○石渡清元君 建設省直轄工事は不調はないというあれなんですけれども、そんなに地方と差があるわけじゃありませんし、また建設省の単価なりそういうような指導で、そういう競争入札制度というのがあるんですから、その辺のところをぜひきめ細かい指導をしていただきたいと思ひます。

それともう一つの最近の問題は公共建設残土、これは産業廃棄物じゃないわけでございますが、この処分地がなかなか今特に首都圏は、私は神奈川県なんですけれども、神奈川県なんか全然処分地がなくなつてきちゃつておりまして、神奈川県で申し上げますと、年間約百万立米に対して三十七万ですから三七％が指定処分、あと自由処分。これをほうっておきますと不法投棄とかいろんな悪影響を及ぼし始めておりますので、この辺の首都圏、東京圏と申しましようか、建設残土の発生状況と、今後どのような対策、基本方針を建設省はお持ちになつていらっしゃるか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(望月雄雄君) お説のとおり、建設残土のいわゆる処分地の確保をめぐつて、いろいろ大都市を中心の問題が出てきつてございます。

私も建設省といたしまして、六十三年にこの問題をしっかりと受けとめていこうということとで、建設省の中で総合的建設残土対策研究会というものも設置いたしておりますが、ここで今日まで調査してまいりました結果で申し上げますが、ただいま申し上げますけれども、東京圏、具体的には東京、埼玉、千葉、神奈川のエリアでございますが、この残土発生量は六十二年で五千六百七十万立米ということに相なつております。ちなみに、これは霞が関ビル百十棟分に相当するといふものであります。この研究会の試算によりますと、平成十二年、西暦二〇〇〇年を見通してみますと、いろいろな今後の公共投資の動向あるいは民間投資の動向等に左右されますが、仮に過去のトレンドを単純に伸ばすという本当に単純な推計をしただけでも東京圏で六千五百万立米から七千七百万立米に上るだろう、こういうふうに見込まれているところでございます。

いずれにしましても、この対策として私どもどう考えるかということでございますけれども、この残土問題というのは廃棄物問題とは基本的に違うわけでございます。そういう意味で、残土というものは貴重な資材である、こういう認識に立つてこれを有効活用していこう、これが大きなポイントであろう。またの前には、現地の発生量の抑制ということも当然考えなきゃならぬわけでございますが、いずれにしても有効利用の促進、さらにまた地域的にも広域的な取り組みということが必要であろう、こう考えております。そういう意味で、発生と需要というものの情報をお互いに緊密に交換できるような体制整備、これが急がれるという気持ちでございまして、現在そういう観点から取り組んでいる次第でございます。

○石渡清元君 確かに有効活用、これは大事なことだと思ひます。しかし、処分適地はある程度リードして見つけてもらふなりあるいは処分場の仕方やつてもらふないといけなわけでありまして、利活用の一つの方法としてスーパ一堤防とか

あるいは人工バリア、この整備状況についてはいかがでしょうか。

○政府委員(近藤徹君) スーパ一堤防、人工バリアについては御説明させていただきます。

スーパ一堤防は、大都市圏を貫流する大河川が一たん破壊したときは壊滅的被害をこうむるところから、背後地の都市ともあわせまして全体を幅広い堤防として盛り土しようとするものでございまして。また人工バリアは、海岸の沖合に島状の人工構造物を建設いたしまして、陸域との間に静穏な海域を造成しようとするものでございます。

これらの造成に当たりましては大量の土を必要とするわけでございますが、良質な建設残土の利活用を図っていくことがこれらの事業の進捗にも大変有益であると考えてございまして、それぞれ適宜その利活用に努めてまいりたいと考えております。

○石渡清元君 その計画は、前々からそういう言葉は私は聞いています。具体的には何かスーパ一堤防、例えば神奈川と東京の境の多摩川とか、あるいは人工バリアにしても具体的にはどこか適地、この辺でテストをやつてみよう、こういうプランというのかそれは具体的に進んでいるんですか。この計画はかなり前からあるわけでしょうか。

○政府委員(近藤徹君) スーパ一堤防につきましては、昭和六十二年に事業を創設いたしました。荒川、多摩川等六河川において現在事業を進めておるところでございます。淀川の出口地区などでは一部工事が完成したところもございまして。今後とも首都圏、近畿圏等を中心にこれらの事業の推進を図つてまいりたいと考えております。

人工バリアにつきましては、現在実現化のための技術検討を行っている段階でございます。まだ具体化しているわけではございませんが、鋭意研究を進めまして、早期に実現を図るよう努めてまいりたいと考えております。

○石渡清元君 一応、今当面の問題について申し上げたわけなんですけれども、いずれにしても民

間の業者の方は結構忙しいことは忙しいわけですが、それで、公共事業は拡大せよ拡大せよというふうに言われておりますので、そういう面で、最近の問題点を踏まえてぜひ業界の指導とかそういったようなものをしっかりとやっていただいて、建設投資というものがスムーズに行われ展開できるようにお願いをしたいと思います。

○政府委員(望月雄雄君) 先ほど来の一連の先生のお話の中に当面のいろいろな問題点が出てくるわけですが、一つは労働力の問題、一つは今の残土の問題、あるいはまた資材の問題、さらにまたいわゆる産業廃棄物の問題等々、率直に言って私どもも直面しております。こういった問題について、それぞれいづれも大事な重い問題でございますが、私ども労働力の問題について言いますならば、これは基本的にはやっぱり建設業の構造対策をどう進めていくかということが大変大事であるということと、業界を指導すると同時に行政も一緒に考えていくということにしております。

また、今のお話の残土あるいは廃棄物の問題、これについては行政側からの指導というよりも、厚生省も含めてになりますけれども、それぞれやっておりますが、特に残土問題あるいは廃棄物については業界も非常に真剣に取り組んでおられるのでございまして、むしろ私どもの指導があったからするというよりも、業界とともども私どもも真剣に取り組む、こういう考えで今やらしていただいているところでございます。

○石渡清元君 わかりました。

次は、やや中長期の関係でありますけれども、さきの日米構造協議で社会資本整備長期計画、十五分野のうちの八分野が平成二年度で期限が来るというふうに言われておりますけれども、その本年度で期限が来る達成率はそれぞれの程度まで満たしたのか。

○政府委員(福本英三君) 今先生の御指摘がございました平成二年度で期限の来る八つの長期計画があるわけですが、そのうち五つが建

設省関係でございます。都市公園、下水道、海岸、それから特定交通安全施設、それから住宅建設、こういう五つでございます。

それらの年度末における達成率でございますが、都市公園におきましては一九・五%、それから下水道については一四・五%、海岸については一〇・八%、特定交通安全施設については一〇・七%、住宅建設だけはちょっと落ちますが九七・四%を見込んでおるところでございます。

○石渡清元君 そうすると、大体満たしている、こういうこと。では、七月の最終報告までに政府目標は、住宅を除けばもうこの計画はすべて終わりと理解でいいんですか。

○政府委員(福本英三君) 五カ年計画の今申し上げました五つが平成二年度で終わることになっておりまして、平成二年度予算の執行が万全にいけば今のような達成率になるということでございます。

○石渡清元君 ちょっと私初歩的なお伺いで申しわけないんですが、その中間報告で五カ年計画をもう少し拡大しろと、拡大が盛り込まれているというふうに聞いているんですが、それとさき質問があった公共投資十カ年計画とこれはもう全然別なものなんですか。今お伺いした本年度で期限が切れる計画とはどういう関係なんですか。

○政府委員(福本英三君) ちょっと先生の御質問を取り違えてまして御説明申し上げましたが、日米構造協議で言っておりますのは、そういうことで平成二年度で切れるものがあるわけでございます。したがってそういうものにつきましては今度さらに更新する、こういうことになるわけでございますが、その更新するときにそれをさらに拡大する方向でやる、こういうことになっておるわけでございます。構造協議ではその更新するに当たって積極的かつ具体的な整備目標を日米構造協議の最終報告において示唆する、こういうようなことになっておるわけでございます。

したがって、これは平成三年度から始まるわけでございます。その改定に向けて私どもとしてはいろいろな審議会等の審議を経ながら現在新しい計画を策定中、こういうことでございまして、その策定においてはそういう考え方に基いて新しいものをつくっていく、拡大する方向でつくっていく、こういうことになるということでございまして。

○石渡清元君 そこで、先ほど午前中にもありました新しい公共投資十カ年計画、これはさっきはボリューム何百兆とかそういうあれがあったんですけれども、その計画の策定の目標というのは、そういう事業量というか事業費を中心に進めていくのか、あるいは公共投資でもいろいろありますから、そういう公共投資十カ年にわたってどういう分野を重点に置いていくのか、そういうふうな目標みたいなものがあってこういうのが策定されるのか。

何か事業費を中心に午前中はやりとりがあったような気がしてならないんですが、私は内容をもっともう少しどういふふうに充実させるか。今作業中だとか、先ほど答弁がありました、あるいは審議会が検討している、そういうあれがありましたけれども、しかし、建設省自体もある程度この方面に技術的なことは別として重点を置くとか、そういったような傾向とか、新しい目玉とか、そういったようなのがわかれば御答弁を願いたいと思っております。

○政府委員(福本英三君) 五カ年と十カ年計画の関係、さらに十カ年計画がどういふものか、こういう御質問であらうかと思っております。

まず、五カ年計画というものは、いろいろな道路にしましても公園にしても下水道にしても、それぞれ法律などをつくりまして従来からずっとやっておるものでございまして、これは予算ではつきり中身が決まり、しかも整備水準はつきり中身が決まり、しかも閣議決定をする、こういうようなものでございます。これはもう既に長年歴史があるものでございまして、今度の改定でも下水道

などは、今回さらに新しくつくろうと思うのは第七次というふうな五カ年計画ということでございまして。

一方、十カ年計画というものは、これは日米構造協議の中間報告で初めて出てきた問題でございます。これはいろいろな経緯でこういうものをつくろうというのを日米構造協議の中間報告で決まったものでございます。この中身は、今後十カ年の新しい総合的な公共投資計画を策定する、こういうふうなことになるわけでございまして、その計画というのは全体の支出総額を決めるんだ、こういうふうなものであるわけでございます。したがって、その中身、各部門別の何事業がどう何事業がどうというふうなものも今のところ決めるというふうには聞いておりませんし、したがって、各事業の部門別の整備目標というふうなものも直ちに結びつかないというふうなものであるというふうに私ども理解しておるわけでございます。

ただ、日米構造協議におきましては、国民生活の質の向上というふうなことも重点だというふうなこともありますので、そういった国民生活の質の向上に結びつく事業がどういふものかというの、これまたなかなか異論議論があらうかと思っておりますが、何らかの格好でそういうものがこの程度のもので、こういうものを重点的にやっているんだというふうなことがあるいはいろいろな過程の中で出てくるというふうなことがあるかも知れない、こういうものであるというふうに理解しております。

○石渡清元君 わかりました。私はむしろ内容を、この分野が立ちおくれしているから少しウェイトを置くとか、そういう計画かと思っております。

それで、GNP比の目標を設定しろとか、そういうことをアメリカが言っているというんだけれども、その辺の関係はどうなんですか。

○政府委員(福本英三君) 私どもの理解しております、今申し上げましたような十カ年計画の策定をするというふうなことが中間報告に決まった経

過というか経緯のようなことじゃないかと思うわけでございます。

アメリカは、日米建設協議の第三回目の会合におきまして、政府の固定資本形成、公共事業との関連と若干違いますが、ほぼ同じようなものがございます。その比率をGNP比一〇〇にしろ、

こういうような要求を向こうから突きつけてきたわけでございます。それにつきましては、主として財政当局の大蔵省でございますが、そういった数量的な管理をするというこはいかがなものか、あるいはまたそのGNP比の一〇〇、大変大きな比率でございます。そういうような額の問題等々もいろいろございます。そういうようなこと

のかわりに、それでは何かそれにかわるものを作らなければならないじゃないかというようなことなどがありまして、今言いました十年計画、そしてその総額を示す、こういうようなことが決められたということになっておるわけでございます。

○石渡清元君 そうすると、日米建設合意のレビュー協議、あれは今後はどういうふうに進んでいくんですか。

○政府委員(望月兼雄君) 日米建設協議は、形の上ではこの構造協議とは別のものでございます。御承知のとおり、二年前に日米間で我が国市場への参入を円滑にするために、そのための特例措置というものが決めさせていただいたわけですが、二年間たつてこれがどのように具体的に効果を発揮し作動しているか、これをレビューしようということでもう二年たつた先般第一回目をやりましたが、いずれにしましても、このレビューというのは私もあくまでも二年前の合意の内容が適切適正に、また効果的にいまして、うか、どのような効果を伴いながら現実が動いているか、これをしっかりと点検をし合い、なおそこから先にどういう課題があるのか、こういったことが話題になるならばなるだろう、こういった構えで現在協議をしているところでございます。

○石渡清元君 そうすると、この建設合意はもうこれで二年たつと大体レビューしてまあまあだろうというところになれば終わりの性格のものなんでしょうか、日米建設合意というものは。

○政府委員(望月兼雄君) 率直に申しまして、日米合意が二年前になされたその一つの流れとしては、日本の建設市場に海外企業、具体的に米国の企業が参入するに当たって自由であってほしいという希望があったと思うんですけれども、そういった底流というものが今日でもまだあることは私も否定するわけにはいかないと思います。

ただ、私もこの二年前の合意というものは厳然たる合意でございます。あくまでもこの公共事業の発注あるいは受注については、いろいろなそれぞれの国がそれぞれの定着したルールというものを持っていて、今言いました十年計画、そのところの根っこからどうこうするという話は本来なじまない話である、これは多國間の問題であると思います。

そうすると、現状においては、日本の制度についてなれるようにということで取り交わされたのが合意でございます。あくまでも投資のポリシーが大きい小さいということとかかわりなしに、日本の公共事業の市場について習熟するために結んだ合意がうまく機能しているかどうかということこそ最大のポイントにして協議をしているというところでございます。

○石渡清元君 そうすると、米国の日本に対しての市場参入は、引き続き構造協議にもそういつたことが項目に入っていますから、形を変えて構造協議の方に入ってきた、こういう見方でもいいのかというところが一点、今後の建設サイドの日米構造協議関係の推移とか見通しというのはどういうふうに展開していくのか。

○政府委員(望月兼雄君) 構造協議の中には、御案内のとおり公共投資の問題ばかりじゃなくて、その他の問題もあつて、その中に排他的取引慣行という問題も具体的にあらわれるわけでございます。そういった中で、独禁行政のあり方とか、俗

に言う談合に対する取り組みという問題点もテーマとしてあるわけでございます。意見交換もされております。そうなりますと、その関連において、建設市場が閉鎖的であるとか不正であるとか、自由性が欠けているとかいうふうな議論というのは構造協議の場でも建設業のみならず一般的にあるわけでございます。そういった意味では建設市場参入問題あるいは建設市場の問題というものは構造協議と無関係ではございません。

ただ、先ほど来申し上げていることは、現在日米間でやっている日米合意のレビューという二國間の話し合いというものはあくまでも、くどいようでございますが、日本の制度というものを前提に習熟しているか、あるいはそのために適切かどうかということを中心点に協議は持たれていて、このようにふりに考えさせていただいております。

○石渡清元君 わかりました。それでは、今度は道路に入りたいと思います。駐車場はもう先ほど話が出ましたので、第十次道路整備五カ年計画、平成四年までですね、これの現状あるいは進捗率等々御説明願います。

○政府委員(三谷浩君) 昭和六十三年から総投資五十三兆円の第十次道路整備五カ年計画を行っております。現在、三年度目の平成二年度の予算要求をさせていただいているわけでございます。平成二年度までもし仮にこの金額だといしますと、全体での累積進捗率は調整費を除きまして五五・一でございます。特に、私どもが直接仕事をしております一般道路事業あるいは有料道路事業の達成率は五四・七でございますし、なお平成元年度までの達成率、これは一般道路事業で三五・七、有料道路事業で三六・三、小計で三五・九、こういう進捗率になっております。

○石渡清元君 そうすると、これは平成四年度は大体事業としては達成できるという見通しなのか、あるいは経済の動静で、五十三兆という数値がありましたが、それは変化しますか。事業費はちょっと膨らむ可能性が出てくるのであろうと思ひます。そういったような、五十三兆以内で全部平成四年度末にはこの計画は達成しちゃうという見通しでいいんでしょうか。

○政府委員(三谷浩君) 現在三年度目の要求をさせていただいておりますので、このとおりいつたときに完全達成ができるかどうかという御質問かと思ひますけれども、前回の五カ年計画、第九次のときの同じ年次と比較をいたしますと、大体達成率は九次の場合が五三・五でございます。今回五三・八でございますので、ほぼ九次と同じ進捗状況になっております。九次の場合は、もちろん五カ年計画が終了したわけでございますけれども、ほぼ達成率が完了した。ただ、後半になりまして大変九次の場合は集中投資をさせていただいておりますので、そういう事態になっております。私どもまだ三年度でございますのでこれから検討課題だと思っておりますが、いずれにいたしましても、第十次道路整備五カ年計画の完全達成に向かってぜひ努力して達成をしたい、こういうふうに考えております。

それから、調整費が若干五十三兆円の中には入っております。これは一兆三千億円入っております。したがって、今のところ事業費というのはこのまま五カ年計画の達成を目指している、こういうことでございます。

○石渡清元君 道路関係の用地ストックというのはどのくらいあるんでしょうか。

○政府委員(望月兼雄君) 道路だけということではちょっとデータ持っていないので申しわけございません。一般的なことに付いて御答弁させていただきます。

率直に言いますと用地ストックは年々減少傾向にございます。具体的には建設省の直轄事業で申し上げさせていただきますけれども、昭和六十三年年度の実情では〇・九八分、言うなれば六十三年度に使った用地に対して前年度から引き継いで前年度末に持っていた土地というのが〇・九八であるというところで、ほぼイコールという状況にな

それから二番目の、県央道の横浜横須賀道路から国道一号线の間でございます。

これは横浜環状道路ということで第二次新神奈川計画、それから横浜二十世紀プランにも位置づけられております。この区間につきましては、現在、都市計画手続の事前説明の準備を行っております。この区間につきましても関係機関と積極的に調整を図り、早期に都市計画決定の手続に入るよう努めてまいりたいと思っております。

それから東京湾岸でございます。

東京湾岸は全長が約百六十キロでございます。百六十キロのうち約八九割に当たる百四十三キロが既に都市計画決定をされて、専用部が六十二キロ、一般部が七十九キロ供用されております。専用部の四十四キロや一般部の十八キロが事業中でありまして、今お話のありました東京湾岸間、こういう区間につきましては、まず大田区の東海から羽田空港までの六キロにつきましては、羽田空港の沖合展開とあわせて平成四年度に供用を図る、それから羽田空港から横浜ベイブリッジを経由して横浜市金沢区並木に至る三十キロについては平成六年度に供用を図るよう積極的に整備を進めていく考えであります。

それから川崎縦貫については、今お話をいたしました東京湾岸道路と、それから東京湾横断道路と川崎の浮島地先に接続をしております。川崎市を縦貫いたします幹線道路の計画であります。川崎市の都市基盤整備の骨格をなすものと考えておりますが、東京湾岸道路から国道十五号線までのうち八キロの区間、この区間につきましては神奈川県と川崎市で都市計画決定、それから環境アセスメントの手続中でありまして、したがって、これらを済ませて早期に都市計画決定が行われるよう努めるということと、東京湾横断道路が開通をいたします平成七年度に合わせこの川崎縦貫道路のこの区間が供用できるように整備を進めていく考えであります。

なお、国道十五号線より以西につきましては、川崎市の都市整備の方向を踏まえつつ、ルートそれから構造について幅広く調査を行っております。できるだけ早く計画を固めるよう関係地方自治体とも調整を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○石渡清元君 ぜひひとつよろしくお願いをします。

特に、川崎市は過密地帯で非常に難しいところだということ、また東京湾岸にしても工期の短縮が図られればよいと思っております。また県央道の関係もちょうど首都圏の四、五十キロ圏なんですね。これ非常に大事な環状道路になるんじゃないかと思ひます。神奈川の厚木から以北の方の事業化の見通しというのは、関係機関と今御答弁あったけれども、事業採択はいつごろになるのか。

○政府委員(三谷浩君) 先ほどちょっとお話ししましたように、関係機関といろいろ調整して都市計画の準備中でございますけれども、いずれにしても都市計画決定があれでございますので、できるだけそういうことを早くやりまして事業化のめどを立てたい、こう思っております。

○石渡清元君 わかりました。

それでは、次は国土保全関係でまとめてお話ししますが、治水施設整備を強力にやらなきゃいけないと思うんですが、その辺のところ、あるいは都市河川対策、また都市河川、都市内の河川空間をどういうふうにご利用、整備していくのか、まず全般的なことからお願ひします。

○政府委員(近藤徹君) まず治水対策の現状でございますが、現在の治水施設の整備水準は、例えば中小河川で年間雨量五十ミリ、これは五年から十年に一回程度起こる集中豪雨でございますが、その豪雨が一たん降った場合に大体全延長の三割程度しかまだ安全に流下できないという実情にございます。したがって、望まれる国民の国土保全の水準からはまだほど遠いという状況でございますので、鋭意治水事業の整備を進めていかなければならないと考えております。我々は、現在第七

次治水事業五カ年計画の四年目でございますが、今後この計画に沿って鋭意事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

それから、都市河川の問題について御質問ございました。ただいまのような整備水準でございますから、人口、資産の集中している都市部においては水害がどうしても顕著になるわけでございます。それからもう一つ、都市におきましては、水源地域の都市化によりまして洪水の流出量が増大して、従来流域が持つておりました保水機能が都市化によって損なわれるために流出量が増大するという現象がございまして、また、はんらん区域におきまして都市化することによって、従来例えは農地であったようなところに住宅や人口、資産が集積するということで被害対象が拡大するという傾向がございまして、いわば流出量の増大と資産の集中の相乗で都市河川の被害を甚大にする傾向がございまして。

そのため、都市部におきましては、流域における保水遊水機能の確保、またははんらん区域においては浸水実績の公表等によって土地利用についても十分治水の面から配慮していただくというようなさまざまな手法を使い、一方で治水事業を重点的に進めてまいりたいと考えております。

それから、河川環境といいますが、河川の空間利用あるいは空間の保全の問題がございました。河川は水と緑を持つ空間でございます。都市部では潤いのある空間ということで生活環境上も大変重要な地域でございます。また、都市化によって水質が汚濁する傾向もございまして、これらの水質保全も重要な課題であります。そういう意味では、河川の環境整備ということも大きな課題でございます。水質の改善のために導水路による浄化用水の導入、あるいは空間整備としては地域に望まれるようなさまざまなスポーツ空間の整備、あるいは自然空間の保全、そういった意味で環境管理を、地域の皆さんと合意でそのための指針をつくりながら管理してまいりたいというふうに考えております。

○石渡清元君 これは非常に大事なことだと思ひますし、またこの事業を進めるのに全部コンクリートでべたべたやっちゃうと自然環境の問題にもなつてきますから、この辺の配慮をしながら進めていただきたいと思います。

多摩川の神奈川と東京の橋なんです、あれは管理基本協定では東京都が管理者になってるんですけども、丸子橋を初め、あのかつかえはどうか、宮ヶ瀬ダム、これは神奈川県の最後の恐らくダムになると思うんですけども、この進捗状況について簡単に御説明ください。

○政府委員(三谷浩君) まず、多摩川にかかる橋のかつかえの計画みたいなことをざっと御説明いたします。

丸子橋でございますが、これは中原街道でございますけれども、東京側までは四車線でございますけれども川崎側は二車線、橋も二車線、こういうことでございまして、それから取りつけ道路のところは川崎市でございまして、今年度から用地買収に着手する考えであるというふうに聞いております。

それから大師橋、これは主要地方道の東京大師横濱線にかかる橋でございます。川崎市側は六車線となつておりますけれども、橋梁それから東京都側は二車線でございますから、これを六車線に拡幅する計画が進められております。今年度から測量及び地質調査等を実施する計画であるというふうに聞いております。

六郷橋は、国道十五号線でございますが、これは昭和五十三年度からかつかえ事業に着手をいたしまして、五十九年度に新橋を四車線で供用いたしました。六車線化の工事を今促進しております。

多摩川大橋は、国道一号线にかかる橋でございますけれども、四十四年度に現橋の補強工事を実施いたしました。四車線を六車線に拡幅をいたしました、今のところかつかえの予定はございません。

それから最後に二子橋でございますが、一般国道二四六にかかる橋でございますが、昭和五十三年度にバイパス整備にあわせ上流側に新橋が完成しております。現橋についてはこれまで補強工事を実施しております、今のところかけかえの予定はございません。

直轄工事自身は建設省がやっておりますけれども、その他いろいろ橋につきましては、おのおの路線によりまして、大師橋は例えば川崎市であるとか、あるいは二子橋は東京都、こういうところが担当しております。

○政府委員(近藤徹君) 宮ヶ瀬ダムについて御説明申し上げます。

おっしゃるとおり、宮ヶ瀬ダムは相模川水系中津川に建設される、高さ百五十五メートル、容量一億九千三百万トンと、我が国でも有数のダムでございます。神奈川県内で最後になるかどうかはわかりませんが、規模その他からいって非常に大きなダムでございます。このダムは、中津川並びに相模川沿いの洪水から守るとともに、またこの流域の既得用水の補給等、流況の安定を図り、また神奈川県内の広域水道企業団に対して一日最大百三十万トンの水道用水を供給し、宮ヶ瀬ダムの建設に伴い新設される宮ヶ瀬第一発電所並びに第二発電所において発電を行うことを目的としておるものでございます。

このダムは、昭和四十六年に実施計画調査、昭和四十九年に建設事業に着手いたしました。以来、事業の推進を図ってきたところでございまして、昭和五十六年八月に清川村、津久井町、それから五十九年六月に愛川町の一般補償基準が妥結いたしました。以後、用地補償契約を継続、促進してまいりました。また工事用道路、つけかえ道路を施工してまいりました。昭和六十一年度用地補償契約がほぼ完了いたしましたに伴いまして、昭和六十二年十一月に本体工事を発注いたしました。関連の仮設備やつけかえ道路を鋭意施工中でございますが、昨年の十月にいよいよ本体掘削工事に着手したところでございます。

今後は、本体工事の早期完成に向けて鋭意努力することとしておりまして、現段階では宮ヶ瀬ダムの基本計画で予定工期としております平成五年度末完成に向けて、工事の推移を図ってまいりたいと考えております。

○石渡清元君 時間が二十分までということで、あと国土庁の関係なんですけれども、ちょうど長官が集中審議のときお留守だったので、監視区域の今後のあり方も含めて、地価抑制対策について長官の御所見をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(佐藤守良君) 石渡先生にお答えいたします。

実は土地問題については、先生も御高承のとおりでございますが、今一番問題は宅地をどう供給するか、しかもそれを適正な地価でどう供給するかという二つの大きな問題があると思っております。現在、大都市地域におきましては地価が高騰しまして、勤労者の方が住宅取得が困難になっている、これは大変な問題だと思っております。現在国土庁でやっております土地対策は、基本的には地価をどう安定させるか、将来はどうして地価を適正な地価にするか、率直に言いますと適正な地価というのは大変大きな問題でございます。が、いろんな解釈がございまして、私流に考えれば、勤労者が住まいを持ち得るような地価が適正に違いないと、こんなことに向かつて努力していくというところでございます。

実は、昨年暮れに土地基本法ができてまして、これは一つ大切なことは、皆さん方のおかげでございます。たわけですが、公共の福祉優先を原則にしたというところでございます。それからもう一つは、昨年暮れに同じく土地対策関係協議会を開きまして、今後とりあえずやるべき施策を十項目置きました。それは大都市地域における宅地あるいは住宅の供給の促進、あるいは税制の見直し、あるいは投機的な土地取引の抑制とかあるいは国公有地の未利用地の活用とか、こんなことを決めたわけでございます。

最重要課題としてこれに取り組んでおるといふことでございます。

税制の問題は、先生御高承のとおり三つのポイントを置いております。一つは、土地の資産としての有利性を減殺する。それから次に、やはり簡単に言いますと個人と法人を通じましての税負担の公平を図る。そういう形で国公有地の高度利用を図るということですが、そんな観点から実は取得、保有、それから譲渡の際の各段階において思い切った税制の見直しをする、そんなことで土地神話を砕きたい。こんなことを思っております。

○石渡清元君 どうもありがとうございます。

○白浜一良君 既に何回も話が出ておりますが、まず冒頭に、公共投資の十カ年計画ということで今作業をされているわけでございますが、この十カ年計画策定に伴いまして、建設省、国土庁のそれぞれ基本的な省庁としての考え方、まずそれをお伺いしたいと思います。

○政府委員(福本英三君) 十カ年計画は、午前中の質疑以来いろいろ話が出ていたわけでございまして、日米構造協議の中間報告においてそういうことをやろうというところで決まったものでございまして。現在、経済企画庁を中心に策定作業が進められておるわけでございます。この十カ年計画は、特に中間報告にも書いてあるわけでございまして、十カ年に現在の水準よりも大幅に拡充されることになるというふうなことでございまして、私どももこれからの十カ年というのは今までの十カ年に比べてそういった絶対額としてかなりふえるというふうに思っておるわけでございまして。

そういうのが現在の状況でございますが、いざにいたしまして私どももいたしましては、公共投資の拡大、またそれに伴いまして住宅、社会

資本整備の充実ということが大事なことでございまして、こういうことはかねて建設省として言ってきたわけでございます。そういうことで、私どもとしてはさらにこの新しいそういう十カ年計画の策定を踏まえながら、豊かさが実感できる国民生活の実現のためにさらに現在の水準より大幅に拡充されるというふうなことを考えておりますので、そういう方向に向かって今後さらに努力を続けていきたいと考えておる次第でございます。

○政府委員(長瀬要石君) 新たに策定されます公共投資十カ年計画の趣旨、性格につきましては、ただいま総務審議官から答弁がなされたところでございます。

私どもが所管をいたしております四全総におきましては、長期的な観点から国土総合開発に関する基本的な方向を明らかにいたします基礎計画である、そのような性格を有しているものでございまして、今後十カ年間の新しい総合的な公共投資計画の策定に当たりましては、国土庁といたしまして四全総を踏まえ、取りまとめに当たります経済企画庁を初めといたします関係省庁と十分連携調整を図ってまいりたいと思っております。

○白浜一良君 基本的な考えはお伺いいたしました。今も若干話が出ましたが、四全総に基づきまして、いわゆる公共施設整備の長期的目標という、これは建設省からお出しになったわけでございまして、これは六十三年から平成十二年までの計画というふうに向っておりますが、これとの関係性です、全くこれがベースになっているのかどうかという、これをまずお伺いしたいと思います。

目標にしながら、二〇〇年までのいんな整備水準を私どもなりに定めて、こういう目標に向かって建設行政を進めていきたいというように決めたものでございます。それと、先ほどの十カ年計画の話は構造協議の話として出てきたものでございまして、しかもそれは総額を明示するといふような性格のものでございまして、やや観点が違ふんじゃないかと思つてございまして、ただ、私どもとしては、先般、経済企画庁のヒアリングがあったわけでございまして、その際にもそういった経済企画庁から御提示のあったいんな試算額というふうなものがあるわけでございまして、それにあわせて建設省としては四全総や国土建設の長期構想に示されました各施設ごとの整備水準を実現することは重要であるという観点から、今後の取りまとめの参考にもしていただきたいということで、経済企画庁に対してその中身についても詳しく説明したところでござい

ます。
○白浜一良君 新聞報道を読みましたが、建設省の関連が二百八十兆というふうにも言われているわけでございまして。経企庁のヒアリングがあつてお話し合ひされているわけですが、そのときの話し合ひもいわゆる個々の事業内容、計画内容、そういうものの要するに先ほど言いました長期的目標ということが、これが事実ベースになつていふということですね。
○政府委員(福本英三君) 公共投資の十カ年計画というのは総額を明示するというようなことでございまして、私どもとしては、それをつくるときに既に国土建設の長期構想というものをつくつて考へておりますので、それをもとにしてそういう十カ年計画の総額を決めるときにも考へていただきたいというふうなことで現在説明しておるところでございまして、十カ年計画はまだできておりませんが、そういうことの考へ方も反映されるんではないかと思つておる次第でござい

ます。
○白浜一良君 何かわけがわかつたようなわからないような話でございまして。総額といふたつて、

そんなのは個々に計画を積み重ねなければ総額なんか出るわけじゃないわけではございまして、その根拠になつていますねということを私言いたかつただけでござい

ます。それでは、それを前提に置きまして今いろいろ策定されているわけではござい

ますけれども、私たちとしては、当然住民といふますか生活者といふますか、そういう立場に立つてやはり公共投資、社会資本の充実といふことを考へていただきた

い、そういう主張をしたいわけではござい

ますが、

すが、それは河川といへばこれはもういわば生活基礎関連といふことになるんですね、やはり災害が起こつたら今までのがみんなバアになつてしまふわけですから、やはりそういうことを考へま

す、これは道路も河川も公園も住宅も全部密接な関係があります。しかしみんなお

うておるといふことでござい

ますから、私どもはこの中でど

ういうふうな優先をつけるのかというふうなお尋ねでござい

ます。慎重に考へなければならぬ問題ではないかと思つてお

ります。
○白浜一良君 そういう回答では困りますな、わ

かりにくい話でござい

まして、それは確かに税金使つてやるわけですから、全部計画はそれ

ぞれの必要性があつて計画されていることなん

ですけれども、それが優先先かといふのは非常に言いにくい問題なん

ですけれども、やはり優先先かといふのは

非常に言いにくい問題なん

ですけれども、やはり優先先かといふのは

非常に言いにくい問題なん

原因を建設省はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、もう一度伺います。

○政府委員(伊藤茂史君) 私ども押さえておられますのは公営住宅関係でございますが、公営住宅工事の一部におきまして一度の入札ではなかなか落ち札しない、発注が円滑に行われないというようなものがここでは問題になっておると十分承知しております。私ども、予算執行上結局年を越してしまつたというものがどのくらいあるかということできちつと押さえておまして、平成元年度の事業でまいりますと、東京都の公営住宅の新築工事でございますが、三件の八十八戸というふうになっております。大阪では今おっしゃいましたように落ちなかつたものも相当あつたようでございますが、最終的に未契約の繰り越しという形で予算年度を繰り越したものはございません。

いずれにしましても、一回ではなかなか落ちないというふうな実情があちこちで起こっておりますが、その原因としては、近年好調な民間建築需要を背景とした技能労働者の不足等によりまして、特に大都市部において建築工費が急激に上昇したという点で、公共団体が定めております予定価格との間に相当な乖離が生じたということが最大の原因であるというふうに考えております。

○白浜一良君 私が言いました大阪の一・八・五％というの一回じゃないんです。三回やってもあかんというやつ、よく御存じだと思いますけれどもね。だから非常に厳しいという、これは事実なんです。今おっしゃつたことも確かに大きな原因で、後で述べます。

しかし、一般的に言われているまず一つの問題は、工事の発注時期の問題ですね。これはもう何回も言われていることですけれども、大体十二月の発注高が五月の倍ある。忙しいときには忙しいのがあつて集中して、暇なときは暇である。これは流れによつてそうならざるを得ないのかもわかりませんが、どうしてもそういうことでコスト高になるわけでございます。その辺も

少しこれは平準化するような方法はないんですか。

○政府委員(伊藤茂史君) 今のお話を公営住宅についてというふうにとらせていただきますと、公営住宅の場合には二年ないし三年にわたつて工事をやりますので、一括発注をいたしますので、その点は年度内に偏つて年度内に終わる事業とは相当違つていゝるんではないかと思ひます。それから量的にいいまして、ほかの公共事業に比べて非常に微々たるものでございます。

○白浜一良君 これは大臣どうですか、お疲れな御様子でございますが、確かに、今建設だけじゃないんで、いろんな全部に絡む問題ですからね。○政府委員(望月善雄君) 最近の建設関係の入札をめぐる不落あるいは一遍で落ちないというケースが大変多いことは先生御指摘のとおりと受けとめております。

この背景には、よく言われることは技能労働者の確保が非常に難しい、あるいはまた割高になつてきている、こういうことが相乗的に働いていゝるというふうに行われているわけでございます。私どももそういうことであるうと認識をいたしておりますが、率直に言ひましてこういふ問題のよつて来るゆゑんというものをいろいろ考えますと、今先生おっしゃいましたように、大きな一つのポイントとして公共工事の施工高というものが一年間通じて見たときにかなりばらつきがある。これは率直に言ひて認めざるを得ません。これは公共事業は言うまでもなく単年度予算主義というものが原則になつていゝるという一つの制度の結果としてそういうことは避けられないと思ひますが、ただ申し上げたいことは、公共事業ばかりでなくて民間工事においても同じような傾向があるわけですね。

よく四月一六期と十月一二期が倍半分ということがあるわけですね。倍というの、十月一二期が一とすれば四月一六期の施工高は〇・五という意味でございますが、実は民間工事も含めて見たときに大体一対一・五くらいになつていゝる。また、全体的にボリュームとしましては民間

が全公共投資の六割から七割近くを今占めていゝる、こういうふうな状況でございますので、これは公共事業についても急がれることと思ひますが、民間も含めてやつぱり発注の平準化というものが大事である、またあわせて適正な工期の設定というものが問われているのだということを私どもも痛感いたしております。

そういう中で、ただいま住宅局長も御答弁申し上げましたけれども、物によつては国庫債務負担行為の活用ということでもやられていたたり、あるいは最近ではゼロ国債の活用ということもやらしていただいておりますが、いずれにしましても、この問題は基本的には一年間通じて、できることならば、全くイーブンとは申しませんけれども、平準化の方向というものをさらに公民合

わけて努力していかなくやならぬ、こういうふう

に認識しておる次第でございます。

○白浜一良君 よろしく願ひたいと思ひます。

二つ目の問題は、これも最近よく言われていることなんですけれども、公共事業の場合非常に予算規模の小さなもので、慣例というのですか、いわゆるジョイントベンチャー、共同企業体でやるような流れがあるんですね。大きな工事でございますしたら当然そういうジョイントベンチャーでやるべきなんだろうけれども、細かなものまでそういう形でやつていゝるからかえつてコスト高になるんだ、こういう主張も非常に強くあるんですね。この点どうお考えですか。

○政府委員(望月善雄君) ジョイントベンチャーにつきましては、我が国の公共事業発注の場面面でひとつの定着したものとして非常に幅広く活用されていゝるわけでございますが、率直に言ひましてジョイントベンチャーについては行き過ぎの面もある。ジョイントベンチャーの当初の精神と比べてみていかかと思ふようなケースも目立つていゝることも反省材料としてありまして、私ども先般中央建設業審議会の御建議もいただき、またそういうものを踏まえて、昨年でございすけれども、ジョイントベンチャーのあり方についての指針をお示しさせていただいております。

その考え方としましては、先生御承知のとおり、ジョイントベンチャーは大きく言つて二つの性格を持つていゝるものでございまして、一つはお話しのように大型工事についてすぐれた技術力を結果してやつていゝこうといういわば特定プロジェクト、特定共同企業体と我々言つておりますけれども、そういう部分がございまして、一点と、同時に中小企業対策としての、いわゆる零細業者といゝましようか、中小企業業者が相集つて工事をやつていゝくという意味での共同企業体ももう一つあるわけでございます。

私ども、中小企業対策としての共同企業体というものは当然これはそれなりの合理性を持つておるし、今後また重要であると認識しておりますが、特に大きな工事についてのジョイントベンチャーといゝるものについては、いたずらに数が多くなつたり、あるいはまたその間において不適切な形態の組み方が出るといゝることについては、さししていただいております。また、率先垂範といゝましようか、建設省関係の直轄事業あるいは公団事業等においては新しいルールを持たしていただきまして、現在改善の方向に努めていゝるさなかでございます。

○白浜一良君 しかるべき考え方の基準がやはり要ると思ふんですね。今おっしゃつたように二つの考え方があつて、両方確かに大事な観点なんですけれども、かといつて原則というか基準がなければどうしてもコスト高になるというところがあるので、その辺をきちつとさせていただきたいと思ふわけですね。

三つ目の問題は、先ほどから言つていゝらつたやゝあります。査定が低いんですね。役所でやつていゝる査定が非常に低い。その一番大きな問題はいわゆる人手不足に伴う人件費。私大阪に住んでいゝますけれども、大阪からも東京に大工さんが来るんですね。東京だったら住まいつきで日当五万円と

のものが土木作業員であるということは、それを雇用しているいわば建設現場がある、これは否定できないわけですが、私も先ほど来申し上げているような考え方は、業界の中にもいろいろ御意見あると思いますが、実は業界の方々も要するに業団体レベルで見たとときに専門工事業も含めて、いわゆる今の入管行政のあり方、単純労働者を入れることについて批判的、反対であるという基本的な見方が大宗を占めておるといことは御理解いただきたいと思います。

もちろん、個々の企業の方がどういう考え方を持つかということについてはこれは別の問題かもしれないと思いますが、そういった中で、私も先ほど来申し上げているように今後を見通し、現実の課題というものを考えたときに、あるいは建設業の今後のあり方というものを問うたときに、これは決して安易に臨むことはできないというのが、くどいようでございますが私の基本スタンスでございます。

○白浜一良君 もう一つだけ伺いたいんですが、近畿開発促進協議会というのがあると思いますが、これ新聞報道されたんですが、要するに土地に関する情報を一元化してほしい、こういう要望がございまして、特にこの近畿の促進協では、一つは金融機関の不動産向け融資の府県別月別実績、二つ目が市町村別または法務局出張所別の月別土地取引の登記件数、三つ目が実際の土地売買価格に関する税務情報。

「理事小川仁一君退席、委員長着席」
こういう情報は地方自治体ではわからないわけ、その上でこの土地の高騰に手を打たなきゃならないという現状があるわけで、国土庁に対して、これは大蔵省とか法務省いろいろ関係するわけですが、そういう情報を一本化してきちんとやってほしい、こういう現場の声があるわけでございますが、この点に対するお考えを。

○政府委員(藤原良一君) 地価対策を初め土地に関する施策を効率的に進めるためには、委員が仰

せのとおり、土地の所有、利用あるいは地価等の実態を的確に把握して、そういった情報に基づいて進めることは非常に重要であります。そういう情報はそれぞれ国の機関、各省庁にまたがって分散しておりますし、また地方公共団体でも相当の情報を所持しなければなりません。したがって、それらの情報を可能な限り融通し合ひまして、できるだけ私も国土庁の方で総合的、体系的に整備できればというふうに考えておるわけでございます。

実は先ほど、近畿各県の知事、それと国土庁長官と会合をしました際にも、知事の方から土地対策の推進に関する要望書をひとつ出したというお話がございまして、その要望書の中に、先生が今おっしゃってございまして、県が総合土地対策等を推進する際の基礎となるデータを国から提供いただきたという。その中に金融機関の不動産融資の府県別月別実績、あるいは法務省の月別の土地取引の登記件数、さらには届け出後の実際の売買価格に関する税務情報、そういった情報が含まれております。それぞれやはり各省にあるいは各情報と性格によりましていろいろ難しい点もあるかと思いますが、私もその方々も関係省庁という御相談して、どういう形でどういった情報なら活用させていただけるのか、その辺今後相談していきたい、そういうふうに考えております。

○白浜一良君 しっかりお願いしたいと思っております。
次に、土地基本法が昨年末成立されて、いよいよこれから実定法をつくっていくかなきゃならないわけですが、しかし、この土地関連のさまざまな法律がございまして、私ちょっと調べたんですが、非常にいびき法律があるんですね。例えば要請土地面整理事業というのがございまして、四十八年九月二十九日施行、適用されたのはたった一件である。これはどう解釈したらいいんですか。

○政府委員(真嶋一男君) ただいまお話しした要請土地面整理事業は適用事例が一件であるという

ことはそのとおりでございます。この制度は東京都の区部等の特定市街化区域農地の宅地化を推進するために、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法として昭和四十八年に制定されたものでございまして、この区域内の地権者の方の三分の二以上のその土地の所有者が市に対して土地面整理事業の施行を要請するというところでございまして、区市はそれを受けたらば面整理をやらなければならぬという仕組みになっておるわけでございまして、この制度が今日までの適用事例は埼玉県の新座市に一件あるだけでございます。

この少ない原因としては、地権者が話し合ってその事業化の意欲が高まってきて三分の二以上も同意が得られることなる場合にはこの制度によらず、みずから土地面整理組合を設立して自発的に事業を施行することが多いというところがございます。また、事業実施について地権者から事前に区市に相談があった場合に、区市が要請を受けるまでもなく公共団体がインシアチブをとって事業を施行する例もあるというふう聞いておりますが、結果としてこのような状態になっているわけですが。

要請制度そのものは、地権者が資金的や技術的な能力等からみずから事業を実施することができない場合等においても、公共団体の働きかけの機会を確保するとともに、要請を受けた公共団体は施行する義務を負うという意味で意義があると考えられておまして、地権者、公共団体双方にとっても事業の施行の一つの契機となる役割を果たしているというふうな認識を持っております。

○白浜一良君 随分説明をされましたけれども、実際に大騒ぎしてこの法律をつくって、このところ実施されたのは一件という事実を私は言っているわけですよ。このためにもう物すごい努力をかけるわけですよ。まして、新都市基盤整備法に基づく事業はゼロ、御存じのとおりだと思えます。ゼロですよ。それから大都市法に基づく住宅街整備促進事業は七件。一生懸命法律

をつくっても、実際適用されているのはこういう微々たるもの。何のためにつくった法律かというような現状があるわけで、これはどうなんですか、制度上に欠陥があるんですか、この法律そのものが実情に合わないんですかどうなんですか。

○政府委員(望月雄雄君) 今お話の中に新都市基盤整備法の御指摘がございました。おっしゃる通り、これは昭和四十七年に制定された法律でございますが、その考え方は、一口で言うて収用権を付与された買取方式と面整理方式を併用してひとつの町づくりをしようという考え方に立った事業法であるわけですが。

ところが、この法律が想定し予定しています規模物件というのが実はありまして、人口五万人以上の人々が居住できる新都市を建設する、こういう考え方になっておるわけでございまして、この五万人以上というところになりますと、私どもの大ざっぱな推計で恐縮でございますけれども、大体二百ヘクタールから五百ヘクタールくらいの規模、これが想定されるところでございまして。四十七年以降、我が国の地価の動向あるいは土地に対する国民意識の変化等々申し上げるまでもありませんが、こういう大規模な事業用地というものがなかなかその後見当たらない、見つけにくいという実情もございまして、今日まで言うなれば適用がゼロだと、こういった格好になっておるわけです。

これについて私も今率直に言うて、土地基本法が制定されて以来あるいはまた今日のいろいろな土地問題をどう考えていくかという具体的なテーマに直面しまして、この考え方は私も大変重要な考え方であるというふうに認識いたしておるところでございます。したがって、この制度の仕組みがどうかということよりも、むしろここで予定している規模がいささか大き過ぎるかなと、こういったふうな受けとめ方をいたしておりますが、いずれにしてもこの法律そのものとは申しませんが、こういった考え方というのは今後の私ども土地政策を進める上で大変重要な示唆

に富んでいる、示唆に富むという言い方も大変失礼でございますけれども、一つの大事なポイントで盛り込んである法律だということでございますので、こういった考え方を踏まえながら私も今後の土地対策をさらに進めていく努力をしていきたいと思っております。

○白浜一良君 それはせっかく法律をつくったんですから、大事じゃないとは言えないわけですが、しかし、今理由おっしゃいましたけれども、十八年間もたっているんですから、だからしかるべきそういう適用の面積が広いということであれば小さくして、もっとそういう大事な法律であればちゃんと適用例をどんどんつくっていくとかできるわけですから、十八年間放置されているということは事実なんです。これは問題なんです。そのことをよく認識してください。

それから、最後に住宅対策で若干お伺いしたいと思いますが、これは午前中も話が出たんですけど、例えは公営住宅の入居の所得基準の話がございました。これ全国一律なんですけれども、どうですか、地方公共団体、自治体にその適用を任したらどうか、私はそう思うんですけれども、どうお考えですか。

○政府委員(伊藤茂史君) 公営住宅につきましては、御案内のとおり公営住宅法に基づいてやっておりますので、言うなら法律補助でございます。しかも、それは低額所得者に対していわゆるナショナルミニマムの住宅の供給をやっておるわけでございます。考え方としてそういう観点から全国一律の基準ということでやってまいっております。

ただ、先生おっしゃいましたような考え方もいろいろ指摘を受けていることは事実でございますが、なかなか制度の仕組み方がそういう考え方にないというふうに私も思っているところでございます。

○白浜一良君 もう一步言いましたら、例えばこの公営住宅の毎年度のいわゆる建設計画と実績があるんですけども、こういうずつと決められて

いる根拠は何ですか。何を基準に決められているんですか、この目標は。

○政府委員(伊藤茂史君) 今のお話は五カ年計画の建設計画の目標だと思いますが、これは住宅建設計画法という法律がございまして、毎五カ年ごとに五カ年計画をつくる、そのときに公営住宅の事業量を書きなさい、こういうことで法律で決められているわけでございます。その場合に住宅建設計画法は、国民の住宅生活が安定するまでの間目標を立ててしっかりやりなさいという建前になっておりまして、毎五カ年に居住水準の目標を立て、それぞれ公営住宅につきまして、公営住宅、公団住宅、公庫住宅について戸数の建設目標を決めて事業を実施しているということでございます。

○白浜一良君 要するに、こういう全国一律で平均とてこういう計画が組まれているから、なかなか実情に合わない。特にこの公営住宅にしたって、必要な地域というのは大都市圏に決まっているわけですよ。もっと各府県や市町村からいろいろな要望を上げて、そういうものに沿った計画の組み方、このいわゆる戸数計画もそうですし入居基準もそうです、そういう公営住宅の供給の考え方というのはできないんですか。それが私は大事だと思っております。

○政府委員(伊藤茂史君) 今申しましたように国が補助をする事業の体系でございますので、五カ年計画そのものは国が決め、地方計画も国が決めます、それを都道府県におろすという法律上はそういう体系になっておりますが、法律でも、必ずそういう体系で計画をつくる場合に都道府県からいろいろ資料をとり協議をし、それぞれの計画をつくるということになってますので、実際は公共団体の意見は十分入っておるところであるというふうに考えております。

○白浜一良君 入っていないから言っているんですよ。そういう現場の実情をよくつかんでいただきたいと思っております。

それから家賃補助の問題、いろいろお伺いした

かったんですけども、もう時間がないのでやめますが、この問題だけひとつお答え願いたいのです。要するに家賃補助とかという問題で国が手を打てない。東京都なんかの例を見ましたら、それぞれ江戸川区とか工夫してされているわけですね。むしろ地方の方が進んでいる、国の方が後追い何れ手を打てない、こういう現状をどう思われますか。

○政府委員(伊藤茂史君) 国が大きな柱の政策をして、公共団体がそれぞれの地域の実情に応じてこれを補充して自分のところの立派な住宅政策を進めるといことは、体系として非常にいいことだと思っております。

ただ、公共団体でやられておりますいろいろな政策の中には、いろいろと国が取り上げてもらうものもあります。例えば民間の地主さんが民間の金融機関からお金を借りて賃貸借を建てる場合、従来は公共団体が委託をしておったわけですが、その制度が東京からで大阪でもやられたときに、国の方が、それでは半分をお手伝いしましょうという形で現在の特貸という制度がございまして、そういう制度もでき上がった経緯もあります。したがって、それぞれ公共団体が工夫をこらして地域の実情に合った施策を講じて大いにやっていただきたいと、かように存する次第でございます。

○白浜一良君 民間の家賃補助の問題で建設省が原案をつくられて大蔵省との折衝でつづけたという、そういう経過も全部私知っておりますが、国が成功してこそそういう地方は後追いできるわけでございます。しっかりと建設省は力を入れてやってもらいたい。このことだけを言っております。

最後に、要するに前回の土地対策で私質問をしたんですけども、時間なくて言えなくて、一つだけ追加してお話したいと思うんですけど、できたマンションとかをどんどん個人の資産形成のために買われているというケースがあるんですね。で

すから、本当に必要な方が入りにくいというケースがあるわけですね。

先日ある雑誌に載っておりましたが、東京の武蔵野市の実情で、水道管の契約数が七万二千、住民登録世帯が五万九千ある。事業所とか学校とか病院とかそういうものは除きましたら、三千栓水道の栓が不明である。そのうち実勢世帯が千五百ぐらいある。残りの千五百は全く不明だ。極端に言うのであれば住んでいないんじゃないか、たまに一月に一回二回行っているかも知れません。資産形成のために個人がマンションを買い占めるといふか、こういうことがあるわけですね。必要な人が入りにくいということがあつた。だから、法人に対するさまざまな手当てというのは先日のいろいろお話ししましたけれども、それは当然ではないのか。もっと必要な人が入るような手当てを考へることができないのかということを最後に伺いたいと思っております。

○政府委員(伊藤茂史君) 住宅には入居の必要の人が入るということは大変重要なことでござい

ただ、今先生おっしゃいました武蔵野市のケースでございます。これは六十三年度の住宅統計調査ということで、住宅のセンサスみたいな調査ですが、これによりまして先生が言われた数字よりもっと多うございます。六千三百二十戸空き家がございます。これはもう東京全体でも一〇%を超しておりますし、全国的にも空き家がござい

ただ、人が住んでないということはいろんな理由があるわけで、もちろんその中には先生御指摘のようなものもあるかと思いますが、統計上は、別荘でたまたま調査のときには住んでないというふうなもの、別荘、二次的な住宅が五%程度でございます。それから賃貸、お客さんを入居させたいんだけどお客さんが来ないというふうなもの、あるいは売り出し中の分譲住宅、それから不動産屋さん頼んでいるけれどもなかなか売れ

ないとか入居者が来ないとかというのをごさいます。そういうものが大体東京都の場合には七割近くある。ですから、これはそういうふうな空き家があつていつも入居できるような状況でないとか市場というのは成立しませんから、そういうものは必要でございいます。

それから、土地の利用転換がありまして、住宅が取り壊されたり建てかえたりするときにしばらく空き家になることがございます。そういうものが二六%ぐらいというふうなことで、いろんな理由がございまして、この中でそれがその言われましたような投資目的のものかというものは、結局所有者との関係をきちっと調べなければわからないということ、それが住宅政策上どこまでできるかというのには非常に大きな問題であらうかと思ひます。

したがしまして、公共的な分譲住宅についてきちんとそういう問題をフォローするということはぜひとも必要だと思つております。

○白浜一良君 終わります。

○上田耕一郎君 私は、公共事業の赤字受注の問題、それにかかわりのある三省協定資金の問題で質問したいと思ひます。

まず、建設大臣に基本姿勢をお伺いしたいんですが、先ほど望月建設経済局長が、今の技能工不足を解決するために若い人が入れるように努力をしなきゃならぬ、そう言われました。中建設の第三次答申を受けて、建設省は三年間の構造改善推進プログラムをつくられました。この中で最も早急に業界全体で取り組むべき課題として、若者にとつて魅力ある建設業ということを書いておられます。課題として、月給制とか賃金水準の向上等々、労働条件の改善を挙げているんですね。建設労働の中には六Kという言葉があつて、つまり六つのKですね。給料が安い、休暇がとれない、格好が悪い、きつい、危険、汚いという言葉があるんですけども、トップに給料が安いということがあつたわけですね。最近若干上がつてはきていますけれども、化学製品や鉄鋼などと比べますと

やっぱり七割八割という、日給の比較でいうと低いですね。

建設大臣に、この今の建設業の中へ若手、青年が入つてこられるように、この一番大事な問題としてまず労働条件の改善、特に賃金水準を上げることですね。それに対して建設省がどういう構えでまた賃上げに取り組もうとしておられるか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(綿貫民輔君) 建設業の労働条件につきましては、その改善のために構造改善推進プログラムをつくりまして、官民一体で今努めておるところであります。若者にとつて魅力のある職場ということについてはそれぞれの企業におきましても工夫をされておりますし、最近女子の従業員を採用することによってさらにやわらかい雰囲気をつくつたり、いろんな工夫はされておるようでありますから、これはやはり今後とも建設省もこの辺については、いろいろの官民一緒になつての協力体制を組んでいきたいと思つております。

○上田耕一郎君 総務庁貯蓄動向調査、去年のを見ますと平均的勤労者世帯の年間収入は六百五十二万円なんです。これを日給に換算しますと、二百五十七日で割つて約二万五千円なんです。だから大体二万五千円、こゝろを目標にすべきだと私は思ひます。労働組合の全連総連が掲げている協定資金が二万六千円なんです。それから建設関係の学者、労働組合が主体となつてつくられた建設政策研究所、ここが発表した提言でも八時間労働、熟練工の場合二万四千九百円。法定福利費なんか入れますと二万七千五百円となつていまして、そこを目標にしていこうということによつてこれは若い人も入つてくるということになつてくると思ひます。

さて、きょう何回も問題になりました全国の公共事業の入札の不調、これが問題になりました。この入札不調の裏には赤字受注というのがあるんですね。不調でなくて、ちゃんと落札したといつても物すごい赤字になるというんです。一々挙げませんけれども、建設関係の新聞では、六割赤字

だったとか、首都圏では七割赤字だったとか、大変な事態がおととしあたりから始まっているんですね。

建設通信新聞の去年の六月十二日号、ゼネコンの実務担当者の座談会がずっと載っているんですが、先ほど建設省の審議官が国の直轄工事には不調はなかったと言われた。この座談会を見ますと、国が赤字が一番すごいというんです。国の機関の発注工事で二一%強ぐらいの赤字、公団が一五%強、地方自治体が一四%で、国が一番赤字はすごい。しかしみんな我慢してとるわけです。だから不調にはならないという状況があるんですね。

実態は御存じと思うんですが、公共工事の赤字がこんなにひどくなつていっているのはかつてないことで、このままほうっておけない状況になつていっていると思ひます。異例なことに、東京都が不調が多かつたために国に要望したという報道があります。東京都の要望の一つは、国庫補助制度による平米当たりの標準単価、この枠がある限りどうしても予定価格が低くなる、そうすると落札価格もつと低いわけだからどうにもならぬという要望だということです。もちろん僕はいろんな複雑な原因があると思ひますよ、この赤字受注という問題は、タイムラグということもあります。三月に積算価格を決めて四月から入札する、実際の支払いは建築の場合何割かできた後払われるということなども、タイムラグの問題もあるけれども、とにかく非常に厳しい予定価格で入札する、落札価格はそれより下だと。国の直轄工事の場合にはこの落札価格の最低を八〇から八五%としているんだが、地方公共団体の場合には最低価格さえ決めていないものもあるんですね。

ですから、こういう状況で、この仕組みの問題で建設省としては、例えば東京都の言う国庫補助制度による平米当たりの標準単価、これらの問題も含め、あるいは予定価格の低さ、何とかしなきゃならぬという改善案は研究中ですか、望月さん

いかがでしょう。

○政府委員(伊藤茂史君) 公営住宅の建築、建設に關しまして東京都からそういう要請が出てきたことは承知しております。ただ、私どもは、予算上の単価とそれから実際に予定価格を出すときの単価とはこれは全く違つておるわけでございます。言うなれば予定価格で組んで入札に出すときにそれにふさわしい国からの補助金が欲しい、こういう中身でございまして、この点は東京都と十分にお話し合いをして納得のいく線で現在事業の執行をやっているところでございます。

○上田耕一郎君 いろいろ複雑な問題がありますけれども、きょうは三省協定資金問題にひとつ絞つて質問したいんです。

今までも私何回か取り上げましたが、東京都がもう一つ挙げているのはこの三省協定資金なんです。この枠がある限りこの不調問題は解決しないと言つて東京都も三省協定資金問題を挙げています。それから、こゝろの一月三十日、全国中小建設業協会の鈴木光男会長がこう言つています。労務費算定のベースとなる三省協定は実態と乖離しているし不合理な面があると、見直しの必要性を指摘したというんです。建設工業新聞には「採算悪化はなぜ」というので長い連載がずっとしにあつたんですが、公共工事が軒並み赤字で、「ほとんど悲鳴に近い。そして、その最大の原因は、三省協定の労務単価が、実勢単価と話にならないほどかけ離れているためだ」と、業界の誰もが口を揃えて指摘する。、こう言われておるんですね。だから、この問題が今の赤字受注でやっぱり焦点になつてきた。業界の代表も、あるいは業界の新聞も、三省協定の問題をもっと見直せ、これをやらないと進まないということを言い始めているんです。

こう言われてきたので建設省の方も理論武装を始められて、建設省建設経済局労働資料対策室があちこち論文を発表しています。巷間そう言われているかというので、きょうこれに基づいて答弁が出るかもしれないと思つて私は前もって読んでみたんですが、二つ論文あるんですけども、「施

工事師上昇の主な原因は当初、業界の主張にあった賃金の上昇のみでなく以下のとおりとあって、建築需要の急増で作業効率が低下したとか、職人確保対策費の増大とかいろいろ原因挙げているんですよ。

しかし、僕はこれを見ておもしろいと思ったのは、「賃金の上昇のみでなく」というので、のみではないというんだから、少なくとも賃金の上昇も大きな原因の一つだということは認めておられるんですよ、どうですか。こういう業界でいろいろ問題になっているこの今の実態との乖離、その中でこの三省協定賃金の問題の見直しを求める声が強くなっていることについて、建設省の、こういう論文でのあれじゃなくとも腹を割った答弁をお聞きしたいんです。

○政府委員(望月兼雄君) これはもう先生には申し上げるまでもないこととさせていただきますけれども、公共事業の発注に当たって、その主要な要素である労務費については適正な単価というものが大前提になるということで、それを導くための労務賃金の実態調査というものを毎年私も十月にいわゆる三省合同で行っております。

具体的には、公共事業の数一万件、これを対象にしまして、約十五万人の建設労働者の賃金の支払いの実態を賃金台帳によって調べさせていただく、これがすべてのスタートポイントでございます。賃金台帳を転写あるいは転記することによって行うわけでございますが、その際に、その間において今先生御指摘のようにこれが実態と合っていない、乖離が大き過ぎるというふうな声等も私もそういう書物等で散見することはございますが、私どもの立場から申し上げさせていただきますと、そもそも賃金台帳というものは正確に記載されているものという前提に立たないとこの種の調査は成り立たないわけでございます。

そういったことから、私ども、昨年は今お話しのようないわゆる不審問題等々も巷間いろいろ言われる状況になっている中で、しかも具体的に賃金の問題も言われる中で、特に賃金台帳の正確な

記載ということについては大々的なキャンペーンをやらしていただきました。これは建設省だけが旗を振ってもできることではございません。特に中堅業者団体でありますいわゆる全建、こういった団体を通じまして具体的な呼びかけをして昨年の調査はやらしていただいておりますわけでございまして、個々のどういふ場面でもう御判断をされて今のお話のような御発言をなさっているのか私ども承知はできませんけれども、建前としては私も今の調査の仕組みというものは基本的に間違っていない。となれば、そこでの賃金台帳は正確に登載されているということを前提にやるしかこの種の調査は成り立たないということは御理解いただきたいと思います。

○上田耕一郎君 いつもそういう答弁をされるので、今度私も実態を調べたいんです。

最大手セネコンの第一次下請に行きまして、昨年十月の賃金台帳を見てもらったんです。ここには、現場に約三十社入っているんです。賃金台帳をまともにつけているのは五、六社というんです。この程度ですよ。あとは末端の事業者のノートに面書きしている程度なんです。見せてもらった一次下請の賃金台帳を見ますと、長年直接雇用している型枠工、所定内八時間の基本給は熟練工二万四千円でした。今度の調査を見ますと、東京は型枠工一万八千六百九十一円なんです。我々が見た去年の十月、同じ十月で見たんです。二〇%おたくの調査は低いんですよ。だから、かなり実態とかけ離れていることが一つわかったんです。

もっとおもしろいことがあります。幾つかの会社へ行っただけですが、これは土木主体の大手セネコンの一次下請の場合の賃金台帳、この賃金台帳が調査票と同じになっているんですね。調査票兼なんですね。これをコピーして調査するわけですよ。非常におもしろいことがあるんです。約束があつてここで一々ちょっとお見せするわけにいかないけれども、こっちは、いつも雇っている労働者の日給を書いている、日給月給を、こっちは

は、臨時に雇った工長一人、土工数人の賃金台帳が書いてあるんです。この基本日給は余り変わらないことがわかった。基本日給プラス基準内の手当を入れて、それからあと現物支給を入れて、それからボーナス割を入れる、四つ計算することになっていんですよ。

おもしろいのは、臨時に雇ったケースは、割り増しの対象とならない手当、特別の手当というのが一日七千円から八千円ついているんです。いつも雇っている方の人にはほとんどついてないんです。千円か二千円程度です。六千円の差があるんです。これは基準内手当のところにはゼロで入ってこない。だから、実際にはそういう臨時に雇っている人にはいつも雇っている人より六千円高く払っている。ところが、これはあなたの方の十月の調査にはデータに入らないんだ、これが。はあ、こういうところで実態との乖離が出てくるんだなということが実際に現場に行ってみてもらったんですよ。わかりましたよ。これはまともな書いているんですよ、まともな書いているんですよ。

それで、建設省のこの調査実施要領等を私見しましたよ。それで、今の割り増しに入るの入れないの、いろいろ書き方を全部調べてみると、これは法律違反じゃないんだ。だから、こういうふうにあなたの方の調査に実態が出ないような、賃金台帳にちゃんとつけているところとさえそうになっているんだということが一つわかりました。

それで、これが今実態なんですよ。調べたいんだけど、この問題は予決令で決まっています。予決令で決まっています。予決令第八十条の二で、「予定価格は、」云々、「取引の実例価格、需給の状況、」等々、「等を考慮して適正に定めなければならない。」、実例価格を考慮しなければならぬ。公共事業の場合にはだからこういうふうな非常に低いんですよ。だから、私は民間の実例価格、これもやっぱり見るべきだと思うんです。そうでなければこの予決令の実例価格に当たります。民間との乖離はもう実際にひどくなっているわけだから、局長、どうです、私の

今の実態についての報告を含め、本当に予決令に従って取引の実態を反映するという以上は、新しく民間工事調査に組み入れるべきじゃないか、こう私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(望月兼雄君) くだいようですけれども、私どもは賃金台帳というものは正確に登載されているものという前提で調べさせていただいているのが、今先生御指摘のようにいろいろその登載のあり方について実情がこうだという御指摘、いささか私ども戸惑いながら伺わさせていただきました。次第でございます。

それはそれとして、今のお話の公共事業のみならず民間工事も含めてという御指摘の点でございます。実はこれは率直に言いますと、民間工事で働く例えは技能工の方、公共工事で働く技能工の方、これは必ずしも別の人じゃないわけですね、言うまでもなく。同じ人があるときは民間の現場におり、あるときは公共事業の現場におるといふようなこと考えますと、民間工事だろうと公共工事だろうと当該労働者が具体的に手にする賃金というものは日に日に現場によって違うということとちょっと考えにくいこと、こんな感じを私は持つわけでございますが、そういったことを考えますと、民間も公共も基本的には賃金は具体的に個人の手に渡るものは差がないものではなからうか。

ついでに、その調査のことについてでございますけれども、民間工事まで含めて調べるといふことがそういった意味において私も果たして必要かどうかということについて基本的な疑問を持っていますが、現実の問題として私も公共事業の場合には、毎年毎年の賃金実態調査があるということと、発注者ともよりでございますが、受注する企業においてもその現場についてはいわば理解をしている。それだけに、調査もそういった前提で進められるわけでございます。ところが、突然に民間の現場について調査するということになりまして、果たしてそれだけの協力がいただけるも

のかどうかなどいろいろと問題点があろうか
と思います。

そういった意味で、私も冒頭申しましたよう
に、民間の現場で働くのと公共事業の現場で働く
のと、同じ人が働いて賃金に差があるはずがない
という気持ちから申し上げておきたいと思いま
す。今、三省調査のあり方で基本的にはいいは
ずである、こんなふうに考えているところでござ
います。

○上田耕一郎君 いや、私がさっき出したのは、
つまり六千円実際にはもらっているのに調査には
六千円より低く出ている、この土工の場合。そ
のまことに低い調査であつた方は三省協定賃金な
るものを決めて、それで設計労務単価を決めちや
うわけでしょう。そのために、予定価格は実際よ
り乖離しちゃうんですよ。その実態を、あなたは
局長なんだから口でそういう基本的なことと言
うんじやなくて、そのために今公共事業の赤字とい
うのがふえてるんだから、公共事業のレベルが
下がった国民全体の問題なんです。それを
やっぱりもつと真剣に、私にどううまく答弁しよ
うかとかいふんじやなくて、この事実に対して建
設省としてどういふふうに取り組むかということが
問題なんです。

それで、実際の低いもので予定価格が決まるでし
ょう。ところが、それからその次の大問題が起き
るのは、これは重層下請構造です。中建設の今
度の第三次答申もこの元請下請構造、この構造改
善を最大のテーマとして書かれていまして、だ
から、元請が受注して下請にやめていくわけだ
しょう。ところが、一次、二次と重層でいくでし
ょう。どういふことになるか。下請契約は普通材工
込みというので行われて、材料費それから工賃、
経費、これが込みなんです。それで、型枠の場
合は平米当たりとか鉄筋の場合はトン当たりとか
いって、それで単価が決まるわけでしょう。それ
を下請におろしていきまから、つまり賃金と経
費が込みなんです。賃金がこのうち幾らなん
というので下へおろしていくわけじゃないわけだ、賃

金と経費が込みで行くわけだ。それで、利潤なん
ていうのは計算してありませんから、それでだ
んだ下へ行くたびに中間マージンは取っていきま
すわね。

そこで問題になるのは経費率の問題、経費率とい
うのがやっぱり実態と非常に違っているという
ことであります。ある雑誌に、「建設政策」とい
うさき言った研究所が出した雑誌ですけれど
も、「私はゼネコンの建設現場におります」とい
う岡本さんという方が実態を言っている。一般管
理費として払う金は一六%、しかし下請からの報
告では四〇%、私のこれまでの経験では大体三五
から三六%かかる。だから経費率二〇%なんて言
われているんだが、実際には三五、六%、四〇%
かかっているケースが多いというんです。これは
福利厚生費なんか入っていますから。

ところが、経費と労賃込みで受けているわけだ
から、そうすると経費が実際に上ると労賃を削
るしかないわけですよ。労働強化やらすか労賃削
るかです。だから、重層下請構造でもととさ
つき言ったように実勢価格より低い労賃の単価で
決められたものを受けて、それを下請でやめてい
くと、中間マージン取っていきまから、実際に
経費率が高いと労賃を削るわけですよ。だから、
大体このゼネコンの建設現場の方は、私が見ると
ころでは元請の契約単価の六、七割で労働者に支
払われているようですよ。重層下請の問題があ
る。二次、三次下請の労働者は、中間マージンを
取られて、手に渡るのは六割から七割の労賃だ
というところになっていくんですね。

建設一般の北海道の労働組合が調査した数字が
ありますけれども、これは一般土工の場合で千三
百六十一名調べて、加重平均八時間で七千四百九
十円、これは男です。女性の場合には五千三百九
十三円。三省協定賃金の軽作業員の六千二百円より
も八百円まだ安い。実際には、本当にそういう低
賃金で働かされているような状況がやっぱり生ま
れていくんですね。

ですから、この第三次答申に重層下請構造にど

う取り組みかを書いてあるんだが、やっぱりこの
問題点を考えなければならぬ。労賃と経費の込
みで、しかも下請へだんだんおろしていくと、利潤
なんて考えてない。それが結局労働者にかぶさ
ってくるという、三省協定賃金が実行されていく
プロセスで、建設業の特別な仕組みからこうい
う驚くべき状況になっている実態、これを御存じか
どうか。ここをどう改善するかという根本問題が
今出されていると思うんですけれども、その点局
長どうお考えになりますか。

○政府委員(望月雄雄君) 先生ただいま賃金のこ
とから切り口として万般にわたっているという前
提でと思えますけれども、基本は元請、下請のあ
り方ということをお指摘いただきました。私ど
も、賃金がそういう格好で今六割とか七割という
数字も出ましたけれども、このことについてイ
コールそれは賃金のみで見ているのかどうか、こ
れは基本的に問題があると思えます。

というのは、言うまでもなく、元請、下請ある
いはその下請という関係であらうとも、私どもが
言うまでもありませんけれども、一括丸投げ下請
というものは本来あってはならないわけござい
ますので、元請としてやるべきことはちゃんとや
るというところの中で、適正な経費というものは当
然そこでもとまることは、これは否定するべきも
のではない。ただ問題は、そういうことはもう
前提に踏まえながら、今問われているのは、もろ
もろの問題を私どもも理解し認識しながら、元請と
下請のあり方というものは大変重要な問題であ
る。これは三次答申の中にも盛られていることで
もありませんし、私も昨年から取り組んでおりま
す構造改善プログラムの最重要テーマの一つに位
置づけているのもその点でございます。

いずれにしても、そういう問題も含めな
がらのもっと幅広く全般にわたる元請と下請との
関係、こういうものを新しくどう見直していく
か。一口で言うならば、元と下という関係よりも
むしろ適正な機能分担関係の構築という観点から
どう見るか、こういうふうな認識で今取り組んで

いるところだと思えます。

○上田耕一郎君 この三省協定賃金は昭和四十六
年からですね、私はやっぱり今こういう問題に本
格的に取り組むべき時期に来てしまったと思うわ
けです。きょうは国際政治を論ずるのじゃないん
だが、東ヨーロッパでもソ連でも、ある仕組みが
あって、それはある程度機能していた時期があっ
たけれども、それが実態に合わなくなつて、国民
の消費ニーズやそれからハイテクノロジーなんか
に合わなくなつてくると、ああやつて問題が噴き
上げてきて、変えなきゃならなくなるでしょう。
そういう時期がやっぱり来るんですよ。

三省協定賃金問題は私も何回か取り上げてきた
んだけれども、いや、これはいいんだいいんだと
いう答弁だった。しかし、おとしあたりから公
共工事こういうふうな赤字受注がうんとふえて
きて、入札の不調も広がってきた。きょうも何回
か問題になりましたね。それで、もう悲鳴が業界
から聞こえてくるというところが問題になり、建設
省もそれに対する反論の論文も用意しなきゃなら
なくなつてきている段階でしょう。しかも今、公
共事業を広げなきゃならぬ、これはいろいろ問題
あるけれどもそういうときですよ。公共工事、公
共事業というのは国民の税金でやるんだから、安
ければ安いほうがいいというわけではないわけ
です。やっぱり良質な工事でなければ、それこそ国
民のニーズにこたえることができない。良質な工
事をやるためには良質な労働力が確保されなきゃ
ならぬ。政府は公共工事を大幅に拡大しようとし
ているんだけれども、そこでこういう赤字受注そ
の他の問題点と取り組まなければ不調はふえる。
赤字受注だったらどうなりますか、企業は、何で
赤字でやるかというところ、やっぱり断ると来年も
えないうこと、赤字でも頑張っちゃうんで
す。民間の方でもうけてやろうということになる
んでしょう。いつまでも続きませんよ、こういう
やり方では。
やっぱり企業にも適正な利潤が保証されていか
ないと、公共工事の質そのものは上がらない。そ

のためには、今技能工の問題というのがあるんだが、本当に優秀な技能工も公共工事に従事できるようなそういう賃金をみんな準備していかなくれば、公共工事の施行の基礎そのものがやっぱり揺らいでくるというふうに思うんですね。だから、今のこの設計単価程度の賃金では優秀な労働者を建設業に引っ張って行くことはできない、若い人たちが入って行くことができない、そういう状況になっていると思うんですね。

建設省は、去年の十月に年齢の調査をしたそうですね。年齢調査やって、高齢化が進んでいると。建設業は平均年齢四十六・二歳。三十九歳以下はついに三〇%を割った、二十九歳までは一〇%しかない。そういう状況に今なっているわけだから、それであつた方のプログラムで若手労働力のために賃金その他の改善を掲げていられしやるわけでしょう。僕はきょう幾つか問題を指摘したけれども、そういう問題を検討すべきところに来ていいると思うんですね。

そのことの一つとしては、これは前からずっと要求しているんだが、労務費の単価を公表すべきだと。公表しないといけないと言われるけれども、みんな知っていますよ、載っていますよ、詳しいのが新聞その他に。公表してないといつても全部載っている。私もここに持っています。これ公表しても、予定価格の上限がある以上、入札が不公平になることはないです。公表してあれば、下請の末端の労働者も少なくとも設計労務単価を下回らない賃金をもらおうという根拠がやっぱり生まれると思うんですね。

だから私は最後に、そういう状況にあつてこの三省協定賃金の問題をやっぱり本格的にもう一度検討してほしい、公表問題も含めて。今の公共事業の赤字受注その他、あるいは不調がふえているという問題で建設省が、我々野党が追及質問すると、いや今のでいいんだとお答えになつていてるだけでは済まないところに来ているんじゃないかと思ひますので、この際本気で検討していただきたい。建設大臣に、そういう検討の用意があるのか

どうか、最後に御質問したいと思ひます。

○政府委員(望月雄雄君) 先生からる御発言賜りました、やっぱり私伺いながら改めて感じますことは、だからこそ本当に正確に我々調べたいし、正確に賃金台帳登録をしていただきたいというところに尽きるわけでございます。言うなれば、私も決して公共事業のための単価を意図的に下げる目的もあるはずありませんし、またその必要も全くないわけでございます。先生の御発言にもありました、これからの社会資本整備に当たって、これを支えていく建設業あるいは建設で働く方々の賃金というものが適正に払われるべきものである、それは適正であるものは適正に記載していただき、それを私どもの発注に当たって前提にさせていただきます。こういうことであるわけでございますので、くだいようでございます。私が、私どもは本年も引き続き正確な賃金台帳登録というところについての御努力を業界に一段と求めたいと思ひます。

それから公表のことでございますが、もうこれは先生御存じのことですけれども、毎年の十月の実態調査の結果は、公共事業労務費調査という格好で県別あるいは職種別に平均値を私どもも公表させていただきます。ただ、くだいようでございますが、設計単価ということになりますと、これはいささか公表を差し控えていただかなきゃならぬという従来の基本姿勢をとつておりますので、実態は調査の結果はこうであつたということも私どもも公表することによって、その辺は一応役割は果たさせていただいておるつもりでございます。御理解いただきたいと思います。

○国務大臣(綿貫民輔君) ただいま局長が答えたとおりです。

○上田耕一郎君 終わります。

○新坂一雄君 連合参議院の新坂でございます。本日は、予算の委嘱審査ということで、時間が限られた中での審査でございますので、効率的に話を進めていきたい、かように思っております。新しい時代になりまして、情報の高度化あるい

は国際化の本格的な到来というような時代を迎えつつありますが、これからの日本の建設、本当にそういった時代の要請にこたえていく必要があるのではないかと。きょうはそういう考え方を含めまして大臣ともども議論を深めてまいりたい、かような立場から質問をさせていただきます。それ、一つに絞ります。関西の文化学術研究都市、これについては既に建設が行われておるところでありますし、これからのところもありません。この学術都市については、関東の筑波研究学園都市が既に意味では先行モデルとして進められております。この筑波の研究学園都市は人口二十万人というものを想定して今進められておりますが、この学園都市の方は、一つは昔の教育学、筑波大学を中心とした大変高度なレベルの研究に寄与させたいということ、もう一つはやはり東京の一極集中、これをできるだけ抑制して拡散していこうという意味での、二つの大きなテーマで筑波の研究学園都市は建設されているというふうに伺っております。

さて、関西の文化学術研究都市でございますが、京阪奈、京都、大阪、奈良、ここに広がる丘陵地帯に今度は三十八万人ということで、筑波よりは十八万人多い人口を設定した一つの研究都市ということでございます。ニュータウンとして三十八万人というのはかなり大きな実験都市にもなるうかと思つておりますが、まず最初に関西での学術都市づくりについてのいわゆる意義と申しますか意味づけをどういうふうに佐藤大臣は考えておられるか、まずその所信を伺いたい、かように思ひます。

○国務大臣(佐藤守良君) 新坂先生にお答えいたしますが、もう先生は御高承のとおりでございます。近畿圏において培われてきた豊かな文化、学術、研究の蓄積を生かし、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、二十一世紀に向けた創造的かつ国際的、学際的あるいは業際的な文

化、学術、研究の新たな展開の拠点づくりを目指すものであり、新しい近畿の創生に貢献すること。はもとより、我が国及び世界の文化、学術、研究の発展並びに国民経済の発展に寄与する重要なプロジェクトであると考えております。

○新坂一雄君 そこで、この都市でございますが、既に一部できたところ、それからこれから造成工事をしてつくっていくかなきやならないところ、いわゆる京都府、大阪府、奈良県という三つの自治体にかかり合つております。それからもう一つは関西財界ともかかわつております。そういう意味で、大変一元的にいかない複雑な組織の上に乗り進めていかなくちゃいけないということ、そういう意味でも一つの実験都市づくりではないかというふうに考えております。

それで、せっかく関西にできるということでございますので、昔から俗な言葉で関東は欧米、関西はアジアという、ちょっと古い話で恐縮ですが、明治以来箱根の山を越えて欧米、箱根の山の西側はアジアというふうに、貿易面でもあるいは古来からの文化、歴史、かわり合いがそういう特色を持って発展してきた土地柄だと思ひます。そういう意味では、せっかく関西にこういうすばらしい文化創造の都市というものをつくるわけでございますから、何かアジア的な関西の特色を生かした都市の研究所づくりというものもあつてしかるべきではないかというふうに考えます。

それからもう一つは、これは昔聞われましますけれども、やはり国際化社会時代を迎えまして、やはり外国人のお客さんを招いた国際会議等も頻繁に行われるような土地柄になつて思ひます。そういう意味では、いわゆる成田の飛行場に次いで泉南沖に関西空港が間もなくできます。そういうところのネットワークを生かした特色のある都市づくりをしていただきたいものだというふうに思つております。

いろんな要素がございますけれども、こういったアジアの特色を生かしたような研究所づくりというふうなものができるかできないかということ

でございますが、ひとつ局長さんで結構でございますが、どんな構想になつてゐるかというのをちょっとお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(三木克彦) 御指摘のとおり、近畿圏は歴史的にも地理的にもアジアあるいは太平洋区域とも大変かわりの深いつながりを有してゐるところでございます。近畿圏でも、近畿圏のいろんな整備計画その他アジアとのつながりを深めていくという御提言をされてゐるわけでございませう。そういった意味から申しまして、御指摘のようには地域特性を生かしましたつながりの深い研究所づくりをすべきであると考えております。しかしまた現実にはこういった研究所の構想は具体化しておりませんが、大きな方向としてはそういうふうな方向に行くべきものだろうというふうに考えております。

○新坂一雄君 ヤはり二十一世紀初頭、二〇二〇年ごろを想定されてゐるというふうに思ひます。長寿社会といひ、私も二〇二〇年までにはお迎えが来ているのじやないかというふうに思ひますので、これはやっぱり将来の新しい時代にふさわしい、日本の国家あるいは民族が世界に貢献できるようにするばらばしいやつを、せっかくお金をかけてつくるならやつてほしいなという願ひでございませう。特にアジア、特にモンゴル種族といひますか、モンゴル、中国、朝鮮、日本という中のかかわり合いもあるわけでございませうから、そういう意味ではアジア研究所とかあるいは朝鮮研究所あるいは中国研究所といったような世界に冠たるものを、アカデミックな、東先生がやられてゐるような、実際に国際高等研究所というふうなものもできるやうでございませうけれども、そういう意味ではアジアに冠たるといひますか特色のある研究所もつくつてほしいなという希望でございませう。

さて、具体的でございませうが、国際化の中で特にアクセスといひますか、飛行場、関西空港からこの京浜奈良へどうやって交通をネットしていかうかというのが非常に大きな問題になります。

そこで、具体的に例へば航空のネットワーク、要するに空の方ですね。鉄道あるいは実際に自動車道路があると思ひますが、具体的に例へばそういう航空ネットワークでやつた場合に、コミュニティーの発想もありますけれども、成田空港は午後九時から午前九時、この間夜中はもう閉鎖されて、実際にはどんなにVIPが来ようとしても閉鎖されて使われないわけですね。そうすると、関西空港は二十四時間、海上都市でございませうから夜中であらうと着いたらそのまま翌日の京阪奈のどこかのコンベンションで会議できるように運べるというふうなことが、緊急の場合にも運べるやうな、例へば二十名乗りのヘリコプターを使つて、ヘリコプター基地を設けてそこからピストン輸送できるやうな施設にするとかというふうなことが航空ネットワークでは考えられるのではないかなという気もいたします。それから鉄道、道路、こういう三つの点について具体的に今どういう進捗状況なのか、あるいはこういうものが計画にのつてゐるというふうな、三つのそれぞれのジャンルについてのお話を聞かしていただけたらなというふうに思つております。

○政府委員(三木克彦) 二十四時間空港でございませう。関西国際空港が開港するわけでございませうので、新しくできませう関西文化学術研究都市とのアクセスを重視すべきである、御指摘のとおりだと考えております。

それそれにつきまして御報告申し上げますと、まず鉄道に関してございませうが、これは関西国際空港関連施設整備大綱というものが六十年十二月に決定をされております。これに基づきまして整備を図つていくということでございます。この考え方は、関西文化学術研究都市など近畿圏におきましますプロジェクトがいろいろございませうが、そのプロジェクトの動向を考慮いたしまして進めていきたいというものでございませう。平成元年五月の運輸政策審議会答申に盛り込まれております京阪奈新線、これの具体化が極めて重要でございませう。相当長期的な展望に基づいての計画でございませう。

ますが、輸送需要の動向や採算性の検討を踏まえて現実に向けて努力をいたしたいというふうに考えております。

次に、道路についてでございますが、これも同じように大綱に基づきまして整備が進められております。近畿自動車道の天理吹田線、和歌山線、あるいは第二阪奈道路、第二京阪道路等の整備を行います。高規格幹線道路といたしまして京奈和自動車道の促進が重要でございませう。こういったものにつきまして計画的な整備を進めていくことが重要でございませう。

航空ネットワークについてでございますが、航空需要の動向を勘案して航空ネットワーク等の形成について検討を進めるといふふうな大綱で決めておるわけでございませう。また関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針におきましても同様に定めておるわけでございませう。文化学術研究都市の事業の成熟とあわせましてこういったアクセスが並行的に整備されるやうに努力をしてまいります。

○新坂一雄君 ちょっと細かくなりますけれども、この鉄道のネットワークで大阪の難波から生駒まで来て、生駒から今度は学研都市の方に新しい線路をつくるという構想があるというふうな聞いておりますが、この構想についてはどの程度まで進捗しているのか、あるいはまだ構想の段階なのか、おわかりになりましたら教えてください。

○政府委員(三木克彦) 構想の段階でございませう。これは京阪奈新線と言つてゐるものでございませうが、二〇〇五年までに整備することが適当であるというふうな運輸政策審議会答申をいただいてゐるものでございませう。近鉄の東大阪線の生駒駅を結びまして京都線の高の原駅へ連絡する路線というふうなものでございませう。

○新坂一雄君 この三十八万大都市でございませうけれども、一カ所に集中するといふよりは京阪奈でそれぞれの自治体がそれぞれの計画でもって都市づくりをするといふことでございまして、幾つかの拠点に分かれていゝ建物を建設していかうというところでございませうが、国際高等研究所といふふうな研究所はノーベル賞受賞者クラスの方を招いて研究していこうというやうな、大変世界でも一、二を争うやうな頭脳の持ち主の方を招いての研究所となるということでございます。

私がちょっと気がかりなのは、こういう非常にハイレベルの研究をする場合に、生活は生活あるいは研究は研究でいいんでございませうけれども、いわゆる生活文化施設といひますか、例へば筑波の方は既に外国人千六百人以上おるやうでございませうけれども、この三十八万人でどのくらい外国人が、例へば外国人留学生も含めて研究機関あるいは学校で学習されるのかかわりませうけれども、一つは、人間はパンのみに生きるにあらずといひますか、宗教的な寺院といひますか、例へばアラブ各国から来る人たちのために回教寺院というやうな形、いわゆる一日に二回アラブの神に向かつて礼拝しなくちゃいけない。関西では宗教寺院というのと、神戸に回教のための寺院があるのですね。けれども、これなんか例へばそのために京阪奈に住んでゐる研究者が電車なんかを利用して神戸まで行つて寺院で礼拝しなくちゃいけないとか、あるいはキリスト教、すぐ考へるのは新教と旧教の礼拝所といひますか教会が建てられるのかどうかというやうな問題もございませう。

それから、とにかく来てもらつて生活できればいいということではなくて、二年三年になると奥様もあるいは子弟も同伴されてくるのじやないか。そういう場合に、日本語学校だけがあつたのでは子供の教育に決してマッチするものではないといひますので、小学校、中学校あるいは高等学校でもいいんですが、英語で教育ができるやうな施設ができ得るのかどうかというところでございませう。神戸にアカデミースクールもございませうけれども、そういうこともやっぱり神戸ゆえにできていることでございませう。

それからまた、心置きなく学習、研究していただくためには、例へば病氣になつた場合に英語でもって、あるいは自国の言葉でもって看護婦さん

なりあるいはお医者さんが相手してくれよう
な、精神的にゆとりを持てるようなそういう学習
ができるのか。病院は建つかも知れませんが、し
かし、病院で通訳がつかないのが痛い、あそ
こが痛いというような形でもって、大変ストレス
を感じるような治療が受けられないような施設
しかなかった場合、これはやっぱり何となく早く
国へ帰った方がいいんじゃないかなという精神状
態になると思います。そういう意味での、例えば
東京にある聖路加病院の、ドクターも言葉がで
きる看護婦もわかるというふうな形の施設が
つくられるかどうか。

というのは、今の全体の構想の中で見ると、研
究施設中心、あるいは日本の学者先生たちが外国
人を招いてやる施設を中心に出てきておりますけ
れども、そういう国際化時代になって国際人を招
いて、そこで心置きなく研究できる、来てよかつ
たなというような形ができるような雰囲気施設の
もつくっていくべきじゃないかなという気持ち
があるのでございますが、いかがでございませう
か。

○政府委員(三不克彦君) 文化学術研究都市の基
本方針の中で、外国人の研究者の方のどの程度に
なるかという想定をいたしてございます。研究者
はおおむね三万人というところでございますが、そ
のうち外国人の研究者の方は千人、三%から五%
ぐらいになるのではないかと、いうふうに基本方針
では想定いたしてございます。ただ、御指摘のと
おり、国際化がますます進むということになりま
すと、外国人研究者の比率は相当上がるのではな
いかというふうにも考えられるわけではございま
す。

そこで、先ほどお話に出ておりましたような国
際高等研究所につきましては、ノーベル賞受賞者
クラスの学者の方をお招きして研究施設も立派な
ものをつくる、また居住をされる環境につきまし
ても、学者村をつくりまして、そこで研究も生活
もレベルの高いものにしていただくということ
を考えておるわけではございます。そういう意味で申

しますと、ただいま御指摘のございました文化的
側面あるいは医療の問題、こういったものにつ
きましては居住環境の中でいろいろと外国人の
方々の特性を生かした措置が必要ではないかとい
うふうに考えております。

本年度、建設推進方策調査、この調査費を要求
をさせていただいておりますけれども、この中
で、昨年度までは居住システム整備の方策のあり方
についての検討をいたし、基本的な居住システム
を考えてきたわけではございますが、今年度はた
だいま御指摘のありました文化的側面、あるいは医
療の問題、こういった問題についてこの調査費の
中で研究をさせていただきたい、というふう
に大体考えております。

○新坂一雄君 この学研都市の地域は、三千三百
ヘクタールという大変広い地域を対象として建設
していくということでございます。昨今、もう本
当にこれは常識になっていると思われるぐらい東
京から起きた土地高騰の波が特に関西に広が
って、そして二〇〇〇年という非常に長いスパン
で上物を建てていくというふうなことでございま
すから、やはり心配は、これはもう計画としては何
か建つのはわかってはいるわけではございますが、
そういう意味での土地の確保といいますが、いわ
ゆる投機的なものを排除した公共的な用地にか
わる万全な確保対策、これがうまくできるかどう
かというのは大変気がかりなところでございま
す。この点いかがでございませうか。

○政府委員(藤原良一君) 仰せのとおり、これか
ら関西文化学術研究都市の計画を推進する上で、
投機的な地価高騰を抑制するということが非常に
重要だと考えております。

この地域につきましても、早い区域は六十二年
の末ごろから監視区域を指定してきておりまし
て、その後順次監視区域の拡大、あるいは届け出
対象面積の引き下げを行ってきております。それ
にもかかわらず、非常に地価が高騰しております。
平成元年及び二年の地価動向を見ますと、大
体二年間で倍ぐらいい上がっているところ

が多いわけではございまして、そういう状況に
対して、この監視区域の届け出対象面積を引き下
げるように指導してまいりましたが、平成一年の
夏からことしの二月ごろにかけて順次面積の
引き下げを行って、現在では計画区域の市街
化区域全域にわたってこの届け出対象面積を
百平方メートル以上としておりますので、今後こ
ういった中で十分投機的な取引の監視はできるん
じゃないかというふうに考えております。引き続
き監視を厳重にしていきたいと思います。

○新坂一雄君 非常に気がかりな問題を論議の
中で指摘したわけではございますけれども、趣旨
は、何と申しますか、できるだけ関西の特色ある
いは日本の世界への文化的貢献度というものを一
つの遺産としてつくり上げていただきたいなとい
う観点からお話しているわけではございます。

時間も限られておりますので、最後に、やはり
国際化の視点でユニークな学研都市をつくりたい
と、ただきたいということではございます。長官の決
意、抱負を伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。二
つほど先生の御指摘にお答えしたいと思います。

先ほどの御質問の中、アジア・太平洋地域に関
する何か文化的なものをつくったかどうかという
ことですが、私は実は選挙区は広島でございま
すが、関西経済の特色というのを知っております
し、また戦後に関西の貿易がアジアに果たした役
割も知っております。これは財団法人の関西文
化学術研究都市促進機構に先生の意向を伝え
たい、こう思っております。

また、先ほどの局長が答弁しました、宗教、そ
れから教育、医療に関する点、これはもともとで
ございまして、その分を含めて実は今関係者でい
ろいろ調査している段階ということでございま
して、これには先生御存じのことではございま
すが、関係者の合意というのが必要です。また、地元民
の同意も必要だということではございまして、非常

に難しい点もあるかと思いますが、前向きに検討
に努力したい、こう考えております。

今先生のおっしゃった点につきましては、やは
り関西文化学術研究都市は文化学術研究の拠点と
なることも、人間性豊かな快適な居住環境を確
保し、来るべき社会に対応し得る新しいモデル都
市となることを期待されております。国土庁とし
ては、今後、国際化、情報化に対応した多様な取
組みがなされるよう努めてまいりたいと思ってお
ります。どうぞよろしく願います。

○新坂一雄君 終わります。

○山田勇君 私が最後の質疑者でございます。よ
ろしくお願いをいたします。

海部総理がさきの衆参両院本会議の施政方針演
説で、東京通勤圏でこの十年間に百万戸を目標に
新たな住宅を供給するという方針を打ち出されま
したが、建設省としても百万戸構想に関連して今
回関係法令の改正を提案されております。東京圏で
は、建て売り住宅が平均サラリーマン年収の七・
五倍、マンションで七倍にもなっており、住宅取
得は極めて難しくなっておりますが、実際に関係法
令の改正による住宅供給の見込みをどのように見
ているのか、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 今お話しした住宅百万戸
供給構想でございますが、四全総の推計をもと
に、東京圏におきまして今後十年間の新規住宅にお
ける住宅建設需要、建てかえとかそういうものを
除きまして、新規に建てるものでございまして、
これが百九十万戸というものが四全総でございま
すが、この中で子供を持つております中堅勤労者世
帯の需要をこの約半分の百万戸と想定いたしまし
て、この方々に対してファミリー向けの住宅
の供給を行おうとすることを考えております。

今回、関係法律の改正案をお願いしてございま
すが、その住宅供給の目標量というのをこの法律
で定めるとしておりますが、その場合には、中堅
勤労者向けの百万戸を含めまして老朽住宅の建て
かえの戸数などを合わせた総建設戸数で表示する
ことにならうかと思っております。具体的な目標量につ

きましては、法律成立後、関係行政機関との協議等を経て定めることとなりますが、現時点の見込みとしては、今回の大都市改正案による計画体系の整備とあわせて、容積率の割り増し、融資や補助等のインセンティブ、住宅地関連公共施設の整備促進等の具体策を集中的に構想することによりまして、東京圏では建てかえも含めて今後十年間に最大で四百三十万戸の住宅供給が可能であると考えております。

○山田勇君 この住宅供給に当たって、賃貸価格、分譲価格についてはどの程度と見ているのか、これは大変難しい算定になると思いますが、また平均的勤労者の入居が可能となると見ているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(伊藤茂史君) 今申しましたように、建てかえを除いて新規供給が二百万戸を超えるような供給が行われるわけでございます。その中で中堅勤労者向けに百万戸と、こう申ししておるわけでございます。したがって、私どもは全体の供給量をできるだけふやしてまいりまして、大量供給の中で住宅地の価格の安定を図りたい、こういうことでございます。

その際に、どのくらいの価格かという目安でございますが、中堅勤労者向けとしましてはこういうものではないかと考えております。つまり、五十年八月の住宅地審議会の答申におきまして、標準的世帯の住宅ローンの支払いの限度額でございますが、それは世帯収入のおおむね二五%以内でなきゃならない、こう言われておりますし、それから家賃負担につきましてはおおむね二〇%が限度だ、こういうふうに言われているわけでございます。

したがって、実際に住宅価格につきましては、金融情勢で金利が低いか高いとか、あるいは税制でありますとか、そういうものがどういう格好になるかによりまして負担の限度が違ってくると思いますけれども、現状の施策を前提にしますと、年収のおおむね五倍ぐらいの住宅価格が限度ということになるかと思えます。百万戸供給に

当たりましては、したがって五倍程度、家賃につきましては平均年収のおおむね二〇%程度を目安にしたいということでございます。

○山田勇君 建設省の御努力を心から期待をいたします。

「衣食足りて礼節を知る」ということわざがありますが、今の我が国では衣食は飽食の時代と言われるほど満ち足りているわけですが、どうしても住の問題だけが解決されないではないでしょうか。地上げ屋など土地に絡むトラブル、犯罪は後を絶ちません。ですから、住足りて礼節を知るというふうなことがわきま改めなければならぬ時代かもしれないが、とにかく勤労意欲も礼節も失われていくのではないのでしょうか。住民サイドの思い切った施策が早急に望まれます。

そこで、建設省は今後十年間で大量の住宅を供給し、住宅価格を徐々に引き下げる方針というふうなことを聞きましたが、具体的にはどういう内容か、わかっていれば説明をしていただきたいと思えます。

○政府委員(伊藤茂史君) 今回の法律で考えておりますのは、具体的には大都市地域におきまして住宅地供給の方針を国で定めます。この方針を定める際には、問題が都府県の境界を越えた広域的な問題でございますので、関係の地方公共団体、機関と十分にネゴシエーションをやりまして供給方針を国は決めるということでございます。そして、それに基づいて供給計画を都府県が定めてまいります。その際に、低・未利用地等の有効高度利用というものが一番肝心でございますので、そういう地域を重点的に住宅地として供給をするというところで、区域指定を都市計画の方にお願いする仕組みになっております。そして、この地域に對しまして都市計画の手法あるいは建築基準法の手法、さらには低利融資、補助金等インセンティブを集中的に投入をして、いろんな手法の住宅プロジェクトの推進をその地域でやっていきたいというところでございます。

それから、法律案に盛り込まれた施策の中には、予算措置として、優良住宅供給事業に対する補助等の予算も今回の平成二年度予算案の中に組み込んでいくところでございます。

そういうことによりまして総合的な施策を実施することにより、住宅地の大規模供給、それから先ほど申しましたように容積率の増しや予算補助などのインセンティブの付与によるコストの低減、こういうことで住宅価格、家賃の安定化をまず図って、先ほど申しましたように百万戸は中堅勤労者が手の届くものにしていきたい、こういうことでございます。

○山田勇君 今度出てまいります改正法案もるるレクチャーを受けまして、大変結構な法案であると思うんですが、どうしても供給が先行して、税制は政府税調の結果待ちですが、これは税制と供給がうまくマッチして一緒に進めば、本当にもう申し分のない法律でありましょうし、また住宅の供給にも一段と拍車がかかるように思うんですが、これはまた法案の審議を通じていろいろとお伺いをしていきたいと思えます。

それと、東京一極集中は正に緊急重要課題であります。政府機関の移転など首都機能の分散に際しましては、豊かな文化の蓄積や先進国一國に匹敵する経済力、さらに先端的な科学技術力の集積などを持つ大都市圏の機能を生かすことをもう少し真剣に考えてはどうかと思うんですが、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(三木克彦君) 御指摘のとおり、近畿圏は国土の均衡ある発展に向けて多極分散型国土構造の建設を先導する役割を担っておるわけでございます。近畿圏の活性化を図ることは、近畿圏のみならず西日本全体の活性化にもつながるというところでございまして、このことは同時に東京圏への一極集中の是正にも貢献するものでございまして、近畿圏基本整備計画におきましては、近畿圏を独自の全国的、世界的中核機能を担う圏域として整備し、創造的で個性あふれる自由な活動が展開される社会の実現を図ることにより、新しい

近畿の創生を目指す、こういうふうな定めておるわけでございます。関西国際空港、関西文化学術研究都市、こういった大規模プロジェクトが実施されておるところでございます。近畿の活性化に向けて国土庁としても努力をしてまいりたいと思っております。

○山田勇君 次は、国有地及び国鉄清算事業団の用地の処分及び利用計画の策定に当たっては、自治体の意向を十分反映させなければならないと考えます。御承知のとおり、大阪には大きな清算事業団が持っております港町、梅田貨物ヤード等々がございます。その点で国土庁のお考えはどうでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(三木克彦君) 事業団のお持ちになっている土地は非常に都市の中核的部分にございまして、極めて利用の可能性の高い土地にございまして、大阪圏、近畿圏におきましてこういう核になる土地はたくさんあるわけでございます。基本的な整備の方向を定めて、これらの土地が有効に使われようように関係の事業団あるいは地方公共団体と協議をして整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山田勇君 特に梅田貨物ヤードは、アクセス、インターチェンジを貨物ヤードの前まで持ってきてまして、もう我々は今利用させていただいておるんです。そういうふうに着々と外周の整備ができておるんですが、肝心の梅田はまだ貨物を取り扱っておりますので、あれを吹田市の方に持っていく、鳥飼ヤードの方に持っていくとか吹田操作用場の方に持っていくとかいろいろな考えが今ありますが、なかなか各市の事情もございまして、うし、大阪市も大変努力をして吹田市と今接触をし折衝をしているところでございますが、また何分ともよろしくお伺いをいたしておきます。

次は、土地税制の見直しについてお伺いをしたいと思います。

まず、土地税制のあるべき姿について確認をしておきたいんですが、土地税制というのはそれだけで土地問題を解決することは困難であります

が、解決をする上で単に補完的なものではなく重要な柱をなしていると考えますが、この点両大臣の認識をまずお伺いしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(佐藤守良君) 山田先生にお答えしますが、先生の御指摘のとおりでございまして、土地税制は重要な役割を果たしていると思っております。そんなことでございまして、約三つの観点で大きな役割を持っていると思っております。

その一つは土地の資産の有利性を減殺する。土地投機とかあるいは仮需要を抑止するということが第一点なんですが、その次にはやはり個人と法人との税負担の公平を期する。例えば個人には相続税ございしますが、企業にはございせん。だから非常に大きな差があるので、この辺を一体どうして公平にするかという問題、それからもう一つは、そういう形の中に高度利用をどう図るかというような観点で実はいろいろお願いしております。そういう観点のもとに、実は土地の取得、保有、それから譲渡、各段階におきまして思い切った税制の見直しをやってほしいということで基本的にお願いしているわけでございまして。

○国務大臣(綿貫民輔君) 建設省といたしましては、従来から土地税制というものは総合的な土地対策の重要な手段の一つであるというふうに考えておりました。単なる補完手段にとどまるものではないというふうに考えておったわけでございします。

なお、この点につきましては税制調査会の土地税制小委員会におきまして、去る五月二十九日に公表されました土地税制見直しの基本課題、小委員長取りまとめにおきまして、「税制は土地政策の中の極めて重要な手段の一つとして然るべき役割を果たす必要がある」と述べておりますが、建設省も全く同じ考えでございします。

○山田勇君 今、綿貫大臣お答えになりましたとおり、現在、政府税調において土地税制のあり方が大変真剣に検討されておりますが、この問題について、保有、譲渡、相続の間でバランスのとれた課税体系となるように見直すべきであります。現行の課税体系から勘案しますと、保有についてはもつと適正な負担になるように、また譲渡については土地の移動を促すような方向に見直すべきだと考えますが、その点の大臣のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤守良君) 土地の保有課税については、土地政策上三つの効果を考えてやる必要がある。その一つは、土地の資産としての収益性を低下させて投機的取引を抑制することでございます。その次には、土地の保有により受ける利益の一部を社会に還元するというところでございします。その次には、土地の有効利用を促進する、こんな効果を考えてやる必要がある、こう思っております。

したがって、保有税については、あるべき土地利用や住民生活に及ぼす影響等に適切に配慮しつつ一定水準の負担を適正に求めるべきではないか、こう考えております。

また、土地の譲渡益に対し一律に軽減すること、つまり税を軽くすることは、土地の供給を促進させるよりも逆に資産としての土地の有利性を高める土地の保有志向を強め、むしろ供給を抑制する、それからもう一つはキャピタルゲインねらの需要を増大させる、こんな二つの点を考えまして、安易な一律軽減は避けるべきと認識しております。しかしながら一方で、適正利用の推進や総合的かつ計画的な国土の利用に寄与する土地利用転換等のための譲渡に對しましては、軽減することによりその積極的な誘導促進を図る必要があると考えております。

いずれにいたしましても、国土庁としては、土地対策を積極的に推進するため、土地に関する施策との整合を図りつつ、それぞれの税の性格を勘案しまして、取得、保有、譲渡等の各段階を通じて適切な課税がなされるべきと考えております。

○山田勇君 自治省の方、お見えてございませうか。固定資産税のあり方については、その評価の方

法、負担の現状など問題点が指摘されておりますが、例えば税額が諸外国に比べて極端に低い、あるいは地価の高い東京と低い地方を比べると、その負担の割合は地方の方が高くなっています。資産課税という税の性格から見て、これでは不公平ではないか。また評価についても実勢価格や公示価格とはかけ離れたものとなっておりますが、この点はどうお考えでしょうか。

○説明員(成瀬重孝君) お答えを申し上げます。固定資産税におきまして土地の適正な評価を行うに当たりましては、その土地を継続的に保有することを前提に毎年税負担を求めることを基本としたします固定資産税の性格を踏まえまして、現実の売買価格そのものによるのではなく、将来の期待価格など正常と認められない要素がある場合にはこれを排除しまして求められます正常売買価格によって評価を行っているところでございします。

大都市等におきまして最近の地価の高騰に伴いまして固定資産税の評価額といゆる実勢価格との間に乖離が見られますのは、こうした考え方を踏まえて評価をしているところによるものでございします。したがって、地域によりまして、例えば地価公示価格に對します固定資産税の評価額の水準が異なっているとしても、それはそれぞれの地域によりまして需給のアンバランスや土地の希少性に伴います割高要素、あるいは将来における期待価格の状況等、固定資産税の評価にとりましての不正常要素の入り方が異なっておりますので、固定資産税の評価としてはアンバランスと申しますか評価水準に違いがあるとしても、それは必ずしも適切さを欠くものではないというふうに考えております。

○山田勇君 終わります。

○委員長(対馬孝且君) これをもって平成二年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、建設省所管、総理府所管のうち国土庁、北海道開発庁並びに住宅金融公庫、北海道東北開発公庫についての委嘱審査は終了いたしました。なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(対馬孝且君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

五月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

目次中「宅地開発協議会(第四条)」を「住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等(第三条の二、第四条の二)」に、「第二百一十二条」を「第二百一一条」に改める。

第一条中「住宅市街地の開発に關し、宅地開発協議会の制度を設ける」を「住宅及び住宅地の供給を促進するため、住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等について定める」に改め、「大量の」の下に「住宅及び」を加える。

第三条中「必要となる」の下に「住宅及び」を加え、「住宅市街地を開発する事業」を「住宅市街地の開発整備に関する事業」に、「講ずるよう」を「講ずるよう」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び関係地方公共団体は、前項に定めるもののほか、大都市地域における土地の有効な利用を促進し、並びにその投機的取引を抑制して

クタル」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第二種住居専用地域内」の下に「又は第二種住居専用地域及び住居地域内」を加える。

第二百五条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）を「指定都市」に改める。

第百一十一条第一項中「賄賂」を「わいろ」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第百一十二条及び第百一十三条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百一十五条中「毀損した」を「き損した」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百一十六条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第百一十七条及び第百一十八条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百一十九条及び第百二十条中「一万円」を「五万円」に改める。

第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項の規定に違反した者

二 第四十五条第二項において準用する土地区画整理法第三十二条第七項の規定に違反した者

第百二十二条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十條の二第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第三号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

第十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

第十三条第三項中「市街化区域」の下に「市街化調整区域」を加える。

(住宅金融公庫法の一部改正)

4 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第二十一条の三第一項及び第二項中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

5 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第三十三条の三第一項、第三十四条第二項第一号及び第三十四条の二第二項第十五号中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第六十四条第一項第三号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第六十五条第一項、第六十五条の三第一項第一号及び第六十五条の四第一項第十五号中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

6 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第六條中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

(公有水面埋立法等の一部改正)

7 次に掲げる法律の規定中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第三項及び第二十六条

二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十一条第二項

三 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三条第十一号

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第二号、第四号及び第五号

五 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二第十一項及び第十二項、第七十三条の六第三項から第五項まで、第七十三條の十四第十項、第三百四十三條第六項並びに附則第十一条の四第五項及び第十六條第六項

六 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表

七 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表

八 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二の表

九 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第五條第七号

十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四條第二項第二号

十一 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三條第一項、第四條第一項及び第三項並びに第十條

十二 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第六十條第三号及び第八十九條第二項

十三 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第二十九條第一項第十二号

十四 消費税法（昭和六十二年法律第八十八号）別表第三第一号の表

十五 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第十七條（見出しを含む。）